

幸田町地域防災計画

【風水害等災害対策計画】

(令和7年2月修正)

幸 田 町 防 災 会 議

風水害等災害対策計画 目次

第1編 総則	1
第1章 計画の目的・方針	1
第1節 計画の目的【防災安全課】	1
第2節 計画の性格及び基本方針【防災安全課】	1
第3節 計画の構成【防災安全課】	1
第4節 災害の想定【防災安全課／予防防災課】	1
第5節 幸田町地域防災計画の修正【防災安全課】	2
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	3
第1節 防災の基本理念【防災安全課】	3
第2節 重点を置くべき事項【防災安全課】	3
第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第1節 実施責任【防災安全課】	5
1 町	5
2 指定地方行政機関	5
3 指定公共機関及び指定地方公共機関	5
4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱【所管課】	5
1 町	5
第2編 災害予防	9
第1章 防災協働社会の形成推進	9
第1節 防災協働社会の形成推進【防災安全課】	9
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】	10
第3節 企業防災の促進【防災安全課／予防防災課】	14
第2章 水害予防対策	16
第1節 河川防災対策【防災安全課／土木課】	16
第2節 雨水出水対策【都市計画課／下水道課／産業振興課】	17
第3節 浸水想定区域における対策【防災安全課／土木課】	17
第4節 農地防災対策【産業振興課】	19
第3章 土砂災害等予防対策	20
第1節 土地利用の適正誘導【防災安全課／企画政策課／都市計画課／区画整理課】	20
第2節 土砂災害の防止【防災安全課／土木課】	20
第3節 土砂災害対策【土木課】	21
第4節 治山対策【産業振興課】	22
第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策【防災安全課／土木課】	22
第6節 宅地造成の規制誘導【防災安全課／都市計画課】	23
第7節 被災宅地危険度判定の体制整備【防災安全課／都市計画課】	23
第4章 事故・火災等予防対策	24
第1節 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】	24
第2節 道路災害対策【防災安全課／土木課／消防署】	24

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策【予防防災課】	24
第4節 高圧ガス保安対策【予防防災課】	25
第5節 火薬類保安対策【予防防災課】	25
第6節 林野火災対策【予防防災課／消防署】	25
第5章 建築物等の安全化	26
第1節 交通関係施設対策【防災安全課／産業振興課／土木課】	26
第2節 ライフライン関係施設対策【防災安全課／産業振興課／下水道課／水道課】	26
第3節 文化財保護対策【防災安全課／文化スポーツ課／予防防災課】	28
第4節 防災建造物整備対策【土木課／都市計画課】	29
第6章 都市の防災性の向上	30
第1節 都市計画のマスタープラン等の策定【都市計画課】	30
第2節 防災上重要な都市施設の整備【土木課／都市計画課】	30
第3節 建築物の不燃化の促進【都市計画課／予防防災課】	31
第4節 市街地の面的な整備・改善【都市計画課／区画整理課】	31
第7章 中山間地域等における孤立対策	33
第1節 孤立危険地域の把握【防災安全課】	33
第2節 孤立への備え【防災安全課／予防防災課】	33
第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	35
第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備【企画政策課／防災安全課／環境課／土木課 ／都市計画課／予防防災課／消防署】	35
第9章 避難行動の促進対策	41
第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備【防災安全課】	41
第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等【防災安全課】	41
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成【防災安全課】	42
第4節 避難誘導に係る計画の策定【防災安全課】	44
第5節 避難に関する意識啓発【企画政策課／防災安全課】	45
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	47
第1節 避難所の指定・整備等【防災安全課】	47
第2節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課／健康課】	50
第3節 帰宅困難者対策【防災安全課】	57
第11章 広域応援・受援体制の整備	58
第1節 広域応援・受援体制の整備【防災安全課／土木課／予防防災課／監査委員事務局】	58
第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備【消防署】	59
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】	59
第4節 防災活動拠点の確保等	59
第12章 防災訓練及び防災意識の向上	60
第1節 防災訓練の実施【防災安全課／予防防災課／土木課／消防署／庶務課】	60
第2節 防災のための意識啓発・広報【防災安全課】	62
第3節 防災のための教育【防災安全課／学校教育課】	63

第13章 防災に関する調査研究の推進	65
第1節 防災に関する調査研究の推進【企画政策課／防災安全課／土木課】	65
第3編 災害応急対策	67
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	67
第1節 幸田町災害対策本部の設置・運営【各課】	67
第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】	72
第3節 災害救助法の適用【防災安全課】	73
第2章 避難行動	74
第1節 気象警報等の伝達【防災安全課】	74
第2節 避難情報【防災安全課】	75
第3節 住民等の避難誘導等【防災安全課／福祉課】	79
第4節 広域避難	80
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	81
第1節 被害状況等の収集・伝達【企画政策課／防災安全課／住民課／福祉課／予防防災課／消防署】	81
第2節 通信手段の確保【企画政策課／財政課／防災安全課／消防署】	84
第3節 広報【企画政策課／防災安全課】	86
第4章 応援協力・派遣要請	89
第1節 応援協力【防災安全課／予防防災課／消防署】	89
第2節 応援部隊等による広域応援等【予防防災課／消防署】	91
第3節 自衛隊の災害派遣【防災安全課】	91
第4節 ボランティアの受入【防災安全課／福祉課】	95
第5節 防災活動拠点の確保【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】	96
第5章 救出・救助対策	98
第1節 救出・救助活動【防災安全課／予防防災課／消防署／庶務課】	98
第2節 防災ヘリコプターの活用【予防防災課／消防署】	99
第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	101
第1節 医療救護【健康課／保険医療課】	101
第2節 防疫・保健衛生【人事秘書課／こども課／健康課／環境課／水道課／学校教育課】	102
第7章 交通の確保・緊急輸送対策	106
第1節 道路交通規制等【防災安全課／土木課】	106
第2節 道路施設対策【土木課】	108
第3節 緊急輸送手段の確保【財政課／防災安全課／予防防災課】	108
第8章 水害防除対策	112
第1節 水防【防災安全課／土木課／庶務課／消防署】	112
第2節 防災営農【防災安全課／産業振興課／土木課】	114
第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	117
第1節 避難所の開設・運営【防災安全課／こども課】	117
第2節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課】	122

第3節 帰宅困難者対策【防災安全課／産業振興課】	123
第10章 水・食品・生活必需品等の供給	124
第1節 給水【防災安全課／水道課】	124
第2節 食品の供給【防災安全課／こども課／健康課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】	125
第3節 生活必需品の供給【防災安全課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】	127
第11章 環境汚染防止及び地域安全対策	129
第1節 環境汚染防止対策【環境課】	129
第2節 地域安全対策【防災安全課】	129
第12章 遺体の取扱い	130
第1節 遺体の捜索	130
第2節 遺体の処理【住民課／環境課】	131
第3節 遺体の埋火葬【環境課／住民課】	132
第13章 ライフライン施設等の応急対策	133
第1節 上水道施設対策【水道課】	133
第2節 下水道施設対策（農業集落排水施設を含む）【下水道課】	134
第3節 郵便業務の応急措置【総務課】	134
第4節 ライフライン施設の応急復旧【土木課／水道課／下水道課】	135
第14章 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】	136
第1節 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】	136
第15章 航空災害対策	138
第1節 航空機事故による災害対策計画【防災安全課／消防署】	138
第16章 道路災害対策	139
第1節 道路災害対策【防災安全課／土木課／健康課／環境課／消防署】	139
第17章 県外の原子力事業所における災害対策計画	141
第1節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策【防災安全課】	141
第18章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	142
第1節 危険物等施設【予防防災課／消防署】	142
第19章 高圧ガス災害対策	143
第1節 高圧ガス災害対策【予防防災課／消防署】	143
第20章 火薬類災害対策	144
第1節 火薬類関係施設【予防防災課／消防署】	144
第21章 大規模な火事災害対策	145
第1節 大規模火災対策計画【防災安全課／健康課／環境課／予防防災課／消防署】	145
第22章 住宅対策	147
第1節 被災宅地の危険度判定【都市計画課】	147
第2節 被災住宅等の調査【税務課／都市計画課】	147
第3節 公的賃貸住宅への一時入居【都市計画課】	147
第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営【都市計画課】	148

第5節 住宅の応急修理【都市計画課】	149
第6節 障害物の除去【都市計画課】	150
第23章 学校における対策	152
第1節 対策の伝達及び臨時休業等の措置【学校教育課】	152
第2節 教育施設及び教職員の確保【こども課／学校教育課】	153
第3節 応急な教育活動についての広報【学校教育課】	154
第4節 教科書・学用品等の給与【学校教育課】	155
第4編 災害復旧・復興	157
第1章 復興体制	157
第1節 復興計画等の策定【企画政策課／都市計画課】	157
第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】	157
第2章 公共施設等災害復旧対策	158
第1節 公共施設等災害復旧事業【防災安全課／福祉課／こども課／健康課／産業振興課／水道課 ／土木課／都市計画課／学校教育課／文化スポーツ課】	158
第2節 激甚災害の指定【所管課】	159
第3節 暴力団等への対策【防災安全課】	160
第3章 災害廃棄物処理対策	162
第1節 災害廃棄物処理対策【環境課】	162
第4章 被災者等の生活再建等の支援	164
第1節 り災証明書の交付【企画政策課／税務課／住民課／福祉課／予防防災課／防災安全課】	164
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施【企画政策課／税務課／住民課／福 祉課／予防防災課／防災安全課】	164
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等【税務課／福祉課／保険医療課】	164
第4節 金融対策	166
第5節 住宅等対策【都市計画課】	168
第6節 労働者対策【福祉課／産業振興課】	168
第5章 商工業・農林水産業の再建支援	169
第1節 商工業の再建支援【産業振興課】	169
第2節 農林水産業の再建支援【産業振興課】	169

第 1 編 総則

第 1 章 計画の目的・方針

第 1 節 計画の目的【防災安全課】

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、幸田町防災会議が幸田町（以下「町」という。）の地域にかかる処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、地域住民の生命、身体及び財産を風水害の災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 計画の性格及び基本方針【防災安全課】

本計画は、風水害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な事項を定める。

本計画を効果的に推進するため、町は、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

第 3 節 計画の構成【防災安全課】

災害対策の基本は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」こととし、本計画を次のように構成する。

第 1 編 総 則

第 2 編 災害予防

第 3 編 災害応急対策

第 4 編 災害復旧・復興

資料編・様式集

第 4 節 災害の想定【防災安全課／予防防災課】

本計画の作成に当たっては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

本計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 集中豪雨等異常気象による災害
- 3 大規模な火災
- 4 危険物の爆発等による災害
- 5 可燃性ガスの拡散
- 6 有毒性ガスの拡散
- 7 大規模な事故による災害
- 8 その他の特殊災害

第5節 幸田町地域防災計画の修正【防災安全課】

本計画は、幸田町防災会議において適宜検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

また、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときには本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

各関係機関は、本計画に関係する事項に変更が生じた際には、計画の修正案を防災安全課に提出する。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念【防災安全課】

「みんなでつくる元気な幸田」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざす中で、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

町を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、町民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、国籍、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、町内の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項【防災安全課】

国・県の防災に関する計画を踏まえ、町の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な

情報の収集・伝達・共有体制の強化や、関係機関の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、町は県及び企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

5 事業者や町民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、地区防災計画が策定された場合は、その計画について必要に応じて地域防災計画に位置づけるなど、町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、町と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、町民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱第 1 節 実施責任【防災安全課】

1 町

町は、災害対策基本法の基本理念に則り町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念に則り町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

3 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念に則りその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、町長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念に則り平素から災害予防体制の整備を図るとともに災害時には、応急措置を実施する。また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱【所管課】

1 町

町は県地域防災計画と同様な対策を樹立し災害に対処するものであるが、災害救助法（昭和 22 年 法律第 118 号）が適用された場合、知事の補助機関として災害救助にあたるものである。

【災害予防関連】

- (1) 防災会議に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備・育成に関すること。
- (3) 防災に関する訓練の実施に関すること。
- (4) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備並びに点検に関すること。
- (5) 防災に関する施設及び設備等の整備、改良並びに点検に関すること。
- (6) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備に関すること。
- (7) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及に関すること。

【災害応急関連】

- (8) 災害予警報の伝達並びに避難の指示に関すること。
- (9) 災害情報の収集、伝達及び被害調査報告に関すること。
- (10) 災害広報に関すること。

- (11) 消防、水防、救助並びにその他防災に関する施設、設備の整備に関すること。
- (12) 被災者の救難、救助その他保護に関すること。
- (13) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。
- (14) 公共土木施設、農林水産業施設等及び設備の新設、改良及び防災並びに災害復旧に関すること。
- (15) 清掃及び防疫その他の保健衛生に関すること。
- (16) 緊急輸送の確保に関すること。
- (17) 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置に関すること。
- (18) 交通規制、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持に関すること。

【災害復旧関連】

- (19) 災害復旧の実施に関すること。

2 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社

ア 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧

イ 災害応急措置の実施に必要な通信についての優先利用

- (2) 東海旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋梁、駅など輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 災害により線路が不通となった場合、列車の運転、休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振り替え輸送を行う。

ウ 死傷者の救護及び処置を行う。

エ 運転再開に当たり抑止列車の点検、乗務員の手配などを円滑に行う。

- (3) 東邦瓦斯株式会社（※）及びL P ガス供給業者

ア ガス施設の災害予防措置を講じる。

イ 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給停止などの需要者に対して、早期供給開始を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

- (4) 中部電力株式会社（※）、株式会社J E R A

ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

（※）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ。）

イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。

- (5) 輸送関係事業会社

災害応急活動に必要な車両の借上げ要請に対し、優先配車をする。

- (6) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。
- エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助物資を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

(7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

(8) KDD I 株式会社

- ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
- イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

(9) 株式会社NTTドコモ

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

(10) ソフトバンク株式会社

- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

(11) 楽天モバイル株式会社

- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

3 指定地方公共機関

(1) 幸田土地改良区

- 管理する農業用施設、その他農地の保全又は利用上必要な施設の補強、廃止又は変更を行うとともに災害復旧を行う。

(2) 一般社団法人岡崎市医師会

- ア 救護班の編成、医療、助産事業の実施
 - イ 防疫その他保健衛生活動など応急対策業務の協力
- (3) 一般社団法人岡崎歯科医師会
- ア 歯科保健医療活動に協力する。
 - イ 身元確認活動に協力する。
- (4) 一般社団法人岡崎薬剤師会
- ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
 - イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

4 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 額田郡建設業組合
- ア 災害救助の協力
 - イ 災害応急復旧事業の協力
- (2) 産業経済団体
- 農業協同組合、商工会関係者及び団体は被害調査を行い対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっ旋について協力する。
- (3) 文化、厚生、社会団体
- 地域の女性の会又はこれに準ずる団体、日赤奉仕団は被災者の救助活動及び義援金品の募集について協力する。また、防災ボランティア幸田は、町外からのボランティアの統括管理を行う。
- (4) アマチュア無線、パソコン通信等愛好者及び団体
- ア アマチュア無線クラブ等文化団体は、災害情報活動に協力する。
 - イ パソコン通信ネットワークを利用できる者及び団体は、災害情報活動に協力する。
- (5) 防災上重要な施設の管理者
- 公共団体及び管理委託を受けた町の施設等、防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。
- また、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進【防災安全課】

1 町における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

町は、「新しい公」という考え方を踏まえ、町民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や町民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動

町は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

(3) 幸田町安全テラスセンター24の設置

いつ起こるかかわからない災害に立ち向かうには、24時間365日いかなる時も、自らの命は自ら守り、地域でお互いを助け合うことが重要である。常日頃から住民の防災・減災の意識を高めていくとともに、地域防災を支える人同士の交流や連携を構築できる仕組みとして、「幸田町安全テラスセンター24」（以下「テラス」という。）を設置する。

テラスは、「災害に強いひとづくり」を目標とし、「防災を学び・実践し続ける道場」と「災害時にすぐに正しく活動できる体制」をミッションに掲げ、多様な参加者の多角的な交流・学びによって防災・減災を推進する。

テラス設置にあたり、防災・減災を学びあうことで「ひとのつながりを生み、支えあう地域社会を育てる」ことを基本方針とし、「地域とのつながり」、「継続的な学び」、「日常からできる備え」の3点を戦略（3本の矢）として掲げ、事業を推進する。

2 町民の基本的責務

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、町民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努める。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者や避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら行動する、あるいは国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

(1) 町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として幸田町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 町は、幸田町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の町民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、幸田町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】

1 町における措置【防災安全課／福祉課／予防防災課／健康課】

(1) 自主防災組織等の環境整備

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめて拡大を防止するためには、平素から町民による自主防災組織を設けて、災害発生防止対策、災害初期対応、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことができるようにしておくことが重要である。このため、町は町民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。

その際、女性の参画の促進に努めるとともに自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

ア 自主防災組織の設置・育成

「自主防災組織設置推進要綱」（昭和49年、愛知県防災会議決定）に基づき、町内の自主防災組織の設置・育成に努める。

イ 地元ボランティア団体の育成支援

- (7) 地元の各種団体・組織に対して、各団体・組織の協議会等を通じて災害時における各種ボランティア活動への協力を要請するとともに、防災訓練などへの参加を促し、災害時における対応能力の向上に努める。
- (イ) 町民から適任者を推薦し、ボランティアコーディネーター養成講座の受講を促し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成に努める。
- (ウ) 養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

ウ 防災関係団体ネットワーク化

自主防災組織が社会福祉協議会、日本赤十字社及び防災に関するNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性消防クラブ、企業、学校、町など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努める。

エ 資料

- (7) 自主防災組織設置推進要綱（資料編 第10.4）
- (イ) 自主防災組織等（資料編 第7.3.(1)）

(2) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、町は、平常時から自主防災組織、防災に関するNPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災

害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

2 自主防災組織における措置【防災安全課／予防防災課】

自主防災組織は、地域の実情に応じた各自主防災会の防災計画に基づき、平常時、警報等発令時、あるいは災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 情報の収集伝達体制の確立
- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ 危険箇所点検及び防災マップの作成
- カ 地域内の要配慮者の把握

(2) 警報等発令時の活動

- ア 町、消防署等からの情報の収集
- イ 町民のとりべき措置の呼びかけ
- ウ 要配慮者等の安全確保
- エ 災害発生に備えた防災用資機材等の点検、確保

(3) 災害発生時の活動

- ア 地域内における被害状況等の情報の収集
- イ 町民に対する避難情報の伝達
- ウ 初期消火等の実施
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 集団避難の実施
- カ 炊き出し、救援物資等の配布に対する協力
- キ 要配慮者の支援

(4) 自主防災組織等の防災用資機材の充実

災害発生時には、町民による互助的な救援活動、復旧活動が大きな役割を担うため、地域、町の協力並びに補助のもとに、自主防災組織が有する防災資機材の整備の充実を進める。特に、災害危険度の高い地域に重点を置いて取り組む。

3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進【防災安全課】

防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

(1) 防災リーダーの養成

地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努める。

(2) 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、町は防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができる

よう、町は防災リーダーを積極的に活用するものとする。

4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進【福祉課／防災安全課】

(1) ボランティア受入体制の整備

ア 町内外からのボランティアの受入に必要な資機材を確保し、災害ボランティアセンターを設置する。

イ 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）を把握し、災害時にコーディネーターの派遣を要請できるよう、関係づくりに努める。

ウ ボランティアができるだけ素早く効果的に活動できるよう、町と地元ボランティア団体との間で、活動の体制と連携のあり方について話し合う場を設け、活動空間の整備や人材の確保等を進める。

エ 町内外から集まるボランティアの受入（受付や受給調整等）を担うボランティアセンター機能を設ける場所について、あらかじめ設置場所の候補地を選出しておくとともに、事故補償等の活動環境についても整備を進める。

オ ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。

カ 町は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

(2) 地元ボランティア団体の育成支援

ア 地元の各種団体・組織に対して、各団体・組織の協議会等を通じて災害時における各種ボランティア活動への協力を要請するとともに、防災訓練などへの参加を促し、災害時における対応能力の向上に努める。

イ 町民から適任者を推薦し、県が開催するボランティアコーディネーター養成講座の受講を促し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの育成に努める。

ウ 養成したボランティアコーディネーターに対し、県が実施するレベルアップ講座等を受講させるよう努める。

(3) 防災ボランティアの活動環境の整備

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、普及・啓発活動を行い、NPOボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑かつ安全に行われるよう活動環境の整備を図る。

特に、「防災とボランティアの日」及び「防災ボランティア週間」においては、広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

(4) NPO・ボランティア関係団体との連携

町は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

5 愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用【福祉課／防災安全課】

大規模な災害が発生し、応急対策に必要な人材が不足した場合に備え、愛知県防災ボランティアグループ登録制度の活用を検討する。

6 地元団体・組織の活動想定

(1) 専門ボランティアとして期待する団体・組織

地域団体・組織等	発災～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後～
防災ボランティア幸田	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理	町外ボランティアの統括管理
交通指導員 交通安全協会幸田分会	交通整理補助	交通整理補助		
固定資産評価審査委員会		家屋診断補助	家屋診断補助	
国際交流協会	外国人の方々の避難支援	外国人の方々への情報伝達	外国人の方々への情報伝達	
民生委員・児童委員 身体障害者福祉協会 手をつなぐ育成会 幸田手話サークルたんぽぽ	要配慮者の避難支援、安否確認	介護協力	介護協力	介護協力、カウンセラー補助
保育所父母の会 子ども会連絡協議会 PTA			保育・託児所等の運営協力	保育・託児所等の運営協力
文化財保護委員会			文化財の被害確認への協力	文化財の被害確認への協力

(2) 一般ボランティアとして期待する団体・組織

地域団体・組織等	発災～3日後	3日～1週間後	1週間～1か月	1か月後～
スポーツ推進委員 スポーツ協会 地区スポーツリーダー		救援物資の仕分け、配送・配達の補助	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力
学校給食運営委員会 学校給食会 女性の会 食品衛生協会 こうた食生活改善ボランティア 保健推進員		救援物資の仕分け、炊き出し協力	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力
ライフサークル事業推進委員 生涯学習推進本部 文化協会 シルバー人材センター		幸田町災害対策本部事務手伝い、情報伝達補助	避難所等の管理運営協力	避難所等の管理運営協力

第3節 企業防災の促進【防災安全課／予防防災課】

企業の事業継続・早期再建は、町民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。

しかしながら、想定されるような大規模災害においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。

大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるためのBCPの策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

1 企業における措置

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

企業は、災害時の事業者の果たす役割を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組合せによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 帰宅困難者への対応

災害発生により交通機関が途絶する事態が生じた場合、勤務地と自宅が遠距離のため帰宅できずに事業所に留まる従業員等が発生することが想定されるため、食料や生活用品などの備蓄や代替手段（自転車等）の配備を周知するように努める。

(4) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(5) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

- (6) 洪水、雨水出水及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 3、4参照

2 町及び商工団体等における措置

町及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進

ア 普及啓発活動

町及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）等の必要性について積極的に啓発していくものとする。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

イ 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、町はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

町及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、町は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。

住民が自ら地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

第1節 河川防災対策【防災安全課／土木課】

1 中部地方整備局、愛知県及び町における措置

洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化とあわせ、水系の一貫した河川改修を推進する。

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

河川狭小部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図る。

(3) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・町、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(4) 河川情報の提供

水害による被害を最小限に食い止めるため、河川改修によるハード対策を進めるとともに、ソフト対策として水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位のデータや河川監視カメラの画像を水防関係機関へ提供し、町民等へもインターネットによる公開とメールによる情報配信を行う。また、洪水ハザードマップの配布・公表によって町民等に対して想定浸水情報を提供し、町民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図る。さらに、地域防災力の強化、防災意識の高い人材の育成を目指した地域協働型の新しいソフト対策（手づくりハザードマップ作成支援、大雨行動訓練実施支援など）の実施に努める。

(5) 予想される水災の危険の周知等

町長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知しなければならない。

(6) 洪水予報連絡会

中部地方整備局は、水防法及び気象業務法に基づく矢作川の洪水予報業務に資するため、名古屋地方気象台、関係市町村等と連携した矢作川洪水予報連絡会を開催する。町は、同連絡会に参加し、水害の軽減に努めるものとする。

(7) 大規模氾濫減災協議会（水防災協議会）

水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、県は「矢作川圏域水防災協議会」を、中部地方整備局は「矢作川水防災協議会」を組織し、矢作川圏域及び矢作

川流域の関係市町、名古屋気象地方台等とともに、氾濫特性、治水事業の現状等を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。

(8) 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

(9) 関係機関との連携

沿岸地域8市1町（岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町）、愛知県、名古屋地方気象台、中部地方整備局豊橋河川事務所、矢作ダム管理所で構成する「矢作川水防災協議会」において策定した、『「水防災意識社会再構成ビジョン」に基づく矢作川の減災に係る取組方針（平成28年10月）」に基づき、関係機関が連携して矢作川の減災対策に取り組むものとする。

2 水防管理者における措置

水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区として指定することができる。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努めるものとする。

第2節 雨水出水対策【都市計画課／下水道課／産業振興課】

1 町における措置

市街地の浸水排除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、過去の浸水状況等を参考のうえ排水不良地域を十分把握し、ポンプ場、都市下水路、調整池等の新設又は改修を行い、被害の未然防止に努める。また、排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作管理規定を定める。

下水道管理者は、浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

第3節 浸水想定区域における対策【防災安全課／土木課】

1 町における措置

(1) 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 洪水浸水想定区域に係る対策

幸田町の区域においては、水防法に基づき、次の洪水浸水想定区域が指定されている。

矢作川洪水浸水想定区域

広田川洪水浸水想定区域

乙川洪水浸水想定区域

ア 洪水予報等の伝達方法（洪水予報等の伝達方法については第3編第3章「災害情報の収集・伝達・広報」第3節「広報」を参照）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項（避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項については資料編第2「防災上注意すべき自然的、社会的条件」9「避難場所等」を参照）

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域内にある次に掲げる施設

(1) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設については資料編第2「防災上注意すべき自然的、社会的条件」10「利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設」を参照）

(1) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（該当施設なし。）

オ エを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(3) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域について、幸田町地域防災計画で定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在外その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(4) 町長の指示等

町長は、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者

又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 町長の助言・勧告

町長は、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

3 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び町への報告

第4節 農地防災対策【産業振興課】

1 東海農政局、町及び土地改良区における措置

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて町土の保全に資する。

(1) 湛水防除事業

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害の恐れのある地域において、これを防止するために行う排水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

資料 重要水防箇所（資料編 第2.1）

第3章 土砂災害等予防対策

土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。また、土砂災害等に係る区域の指定等により、土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から町民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。

治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。

集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導【防災安全課／企画政策課／都市計画課／区画整理課】

1 土地利用の適正誘導

土砂災害等の予防対策は、幸田町総合計画の基本理念を踏まえ、土地利用計画さらには都市計画法、都市再生特別措置法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。特に今後計画される土地区画整理事業、住宅団地開発や工業団地開発等の公共及び民間による開発において、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を徹底する。

地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することにより、地震に伴う地盤災害の予防を検討する必要がある。特に、山地・丘陵部に深層風化を受けた風化層がかなり広範に分布していることが、地震対策基礎調査から明らかとなった。こうした風化層は集中豪雨などで表層タイプの崩壊を引き起こしやすいと言われており、町固有の地盤特性として注意しておく必要がある。

また、河川流域の土地利用を一体的に計画管理する流域管理システムの開発なども進める必要がある。このほか地盤災害の発生すると思われる地域の町民へは、正しい防災及び避難等の知識の普及に努め周知徹底を図る必要がある。

第2節 土砂災害の防止【防災安全課／土木課】

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知するとともに、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

愛知県と名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報が発表された場合は、幸田町災害対策本部は速やかに警戒避難情報を町民へ周知するものとする。

土砂災害警戒区域の指定がなされた区域内では、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制等の整備を推進する。

1 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

- (1) 幸田町防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を本計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。
- (2) 幸田町防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(3) 町は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

2 ハザードマップの作成及び周知

町長はハザードマップを作成し、作成に当たっては土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Web サイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。

第3節 土砂災害対策【土木課】

1 県及び町における措置

(1) 砂防事業

集中豪雨等に伴う土石流対策として、砂防堰堤工や溪流の浸食による土砂流出を防ぎ河床の安定を図る溪流保全工等を施工する。また、砂防指定地域内の行為に対する管理及び各種砂防事業を推進する。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ 5m以上、勾配 30 度以上、人家 5 戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面对策、土留施設又は排水施設の整備を実施する。

(3) 地すべり対策事業

土地の一部が地下水等に起因して地すべりを起こしその面積が 5 ヘクタール以上、市街化地域にあっては 2 ヘクタール以上の地区で、かつ多量の崩土が河川に流入し、下流に被害を及ぼすおそれがある箇所、又は鉄道、道路若しくは 10 戸以上の人家、又は公共施設等

に被害のおそれがある箇所について、「地すべり防止区域」に指定し、地形・地下水等の自然条件を変化させる抑制工及び構造物の抵抗力を利用した抑止工の施設整備を実施する。

資料 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（資料編 第2.2）

第4節 治山対策【産業振興課】

1 県及び町における措置

(1) 治山

山地災害の防止、水源涵養機能の向上等を図るため、治山事業に関する計画を樹立し、これに基づき復旧治山、予防治山、防災林及び保安林整備等の治山事業を推進する。

第5節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策【防災安全課／土木課】

1 県及び町における措置

(1) 砂防

集中豪雨等に伴う土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命、財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。また、人命保護の立場から土砂災害警戒区域等の指定、警戒避難体制の確立、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を推進する。

(2) 連絡体制の確立

町は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(3) 施設管理者等に対する支援

幸田町地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(4) 町長の指示等

町長は、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(5) 町長の助言・勧告

町長は、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び町長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び町長への報告

第6節 宅地造成の規制誘導【防災安全課／都市計画課】

1 宅地造成工事規制区域

町は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）について意見するとともに、県の指定を受けることにより、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

2 造成宅地防災区域

町は県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生の恐れが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

第7節 被災宅地危険度判定の体制整備【防災安全課／都市計画課】

風水害等により宅地の流失や土砂崩れ等による住宅地や周辺状況の危険度を判定し、二次災害の防止を図るための体制整備を図る。

1 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）において定められている被災宅地危険度判定実施要綱により、土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めており、町はこれに協力するものとする。

2 相互支援体制の整備

町は、県と協力し、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

第1節 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】

1 鉄軌道事業者における措置

- (1) 鉄軌道事業者は、全国交通安全運動等の機会をとらえて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。
- (2) 鉄軌道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。
- (3) 鉄軌道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。
- (4) 鉄軌道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。
- (5) 鉄軌道事業者は、踏切事故を防止するため、広報活動に努める。

2 警察及び町（消防機関）における措置

- (1) 県、県警察及び町は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

3 中部運輸局、警察及び町（消防機関）における措置

- (1) 中部運輸局、県、県警察及び町は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- (2) 中部運輸局、県、県警察及び町は、大規模鉄道災害を想定し、鉄軌道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策【防災安全課／土木課／消防署】

1 道路管理者（中部地方整備局、県（建設局）、町（土木機関））における措置

- (1) 道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。
- (2) 道路管理者は、道路の防災対策について、道路施設等の防災構造化や安全施設等の整備にかかる防災対策を実施する。

2 道路管理者、警察及び町（土木機関）における措置

- (1) 道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- (2) 道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

3 警察及び町（消防機関）における措置

- (1) 県、県警察及び町は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 県、県警察及び町は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展する恐れのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第3節 危険物及び毒物劇物等化学薬品類保安対策【予防防災課】

1 町における措置

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、規制強化、自主保安

体制の整備、火災に対する予防に努める。

(1) 保安意識の高揚

(2) 規制の強化

ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 各事業所における実情把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(3) 火災に対する予防

2 危険物等施設の所有者・管理者・占有者における措置

(1) 自主保安教育の実施

(2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

(3) 地域防災協議会の育成

(4) 必要資機材の備蓄

事業所は、化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄に努める。

(5) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

第4節 高圧ガス保安対策【予防防災課】

1 町における措置

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主防災体制の整備を図る。

第5節 火薬類保安対策【予防防災課】

1 町における措置

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主防災体制の整備を図る。

第6節 林野火災対策【予防防災課／消防署】

1 県、町及び森林組合における措置

林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓発、林野パトロールの強化及び防火施設の整備を図り、健全な森林の保全を図る。

(1) 森林経営計画等による予防施設の整備

森林経営計画等を樹立するにあたっては、地域の実態に即した防火施設（防火線、防火樹帯、防火道、防火用水）の整備を加味した施業方法を取り入れ被害の防止を図る。

(2) 林野パトロール等の実施

(3) 林道網の整備

(4) 防火用水の整備

第5章 建築物等の安全化

町は、人口の増加に伴い、市街地の拡大と高密度化、危険物施設の増大、自動車の激増等、災害の被害拡大につながる社会的要因が増加している。そのため、公共施設の耐震化や耐水性能の確保、公的建築物並びに民間の特殊建築物等の耐震化・不燃化、都市排水の改善、中心市街地における防災公園の整備等を図っているが、市街地全体の防災化について一層の促進を図る。

具体的には、公共施設等の耐震不燃化に加えて、避難路、避難場所の機能を有する道路、公園緑地等の都市施設の整備を一層推進する。また、土地区画整理事業や市街地再開発事業、消防活動困難地域の解消に資する道路の整備などの市街地整備を、今後とも一層推進する。さらに、都市計画の用途地域制度による土地利用の純化や、防火地域、準防火地域の指定による面的な不燃化を進める必要がある。

第1節 交通関係施設対策【防災安全課／産業振興課／土木課】

1 施設管理者における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、道路施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進する。

2 道路

町が管理していない幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の溢路となる恐れが大きい橋梁等道路施設の整備と豪雨により冠水の恐れがあるアンダーパス等の排水設備の整備（非常用電源の確保含む）、防災構造化を推進する。

また、山間地域の道路は、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるため、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

第2節 ライフライン関係施設対策【防災安全課／産業振興課／下水道課／水道課】

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性及び安全性の確保を進めるものとする。

また、県及び町は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。さらに、県、電気事業者及び通信事業者は、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力を努める。

1 上水道

水道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げるなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

2 下水道

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

3 通信施設

(1) 専用通信対策

非常時における通信機能の強化及び確保のため、防災行政無線のデジタル化、施設の耐震性の強化、伝送路の強化、装置・機材の充実及び定期点検、防災訓練の実施を推進する。

また、直下型地震のような激甚災害にも効果的な、地震に強い MCA 無線通信システムを活用した移動通信網を活用する。

(2) 各種通信対策

迅速かつ円滑な応急対策活動を行うため、防災相互通信用無線局の整備並びに携帯電話の有効活用について検討を進める。

また、各種通信施設を活用した複数の通信手段を構築し、通信回線相互の適切な補完を図り、平常時より無線設備の総点検を定期的に実施する。

4 農地、農業用施設

(1) 排水機、樋門、水路等の整備

新たに整備する施設については、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計とするとともに、老朽化施設の整備を推進する。

(2) ため池の防災点検

老朽ため池の定期的な防災点検に努め安全性の確保に努める。また、下流に住宅や公共

施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与える恐れのあるため池（防災重点農業用ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。

資料 防災重点農業用ため池（資料編 第2.5）

第3節 文化財保護対策【防災安全課／文化スポーツ課／予防防災課】

1 教育委員会及び町における措置

風水害等について、文化財保護のため文化財の修理と防災施設の整備促進を図る。

(1) 防災思想の普及

文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、町及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財及び周辺の環境整備を常を実施する。

2 平常時からの対策

- (1) 県は国指定、県指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。

なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真

- (2) 県は文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。
- (3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」等を活用し、その管理・保護対策について指導・助言をする。
- (4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。
- (5) 県が委嘱した文化財保護指導員に、文化財に関する定期的な点検結果の報告を受けるとともに、町指定文化財パトロールを実施して防災点検を実施する。

第4節 防災建造物整備対策【土木課／都市計画課】

1 町における措置

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

第6章 都市の防災性の向上

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、また、小学校区を基本的な単位として、地域の実情に応じた適切な事業や規制・誘導策を効果的に組み合わせた「防災まちづくり」を展開する。

また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画のマスタープラン等の策定【都市計画課】

1 町における措置

(1) 都市計画のマスタープランの策定

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、また、小学校区を基本的な単位として、地域の実情に応じた適切な事業や規制・誘導策を効果的に組み合わせた「防災まちづくり」を展開する。

特に、広域的な災害が発生した場合に食料や生活必需品等の調達が困難と見込まれる地域においては、町民の規模等に応じた救助物資の緊急調達が可能な施設等の配置に努める。さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。

(2) 防災街区整備方針の策定

地域の実情に基づき、必要に応じて防災街区整備方針を示し、防災再開発促進地区等を定める。

第2節 防災上重要な都市施設の整備【土木課／都市計画課】

1 町における措置

(1) 道路の整備

市街地内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を提供することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 市街地における公園等の整備

主に、市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び非常災害時の避難場所、被災者の避難地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

ア 防災対策に資する公園緑地等の配置計画

町が策定する「緑の基本計画」の中で、防災帯、避難場所、応急仮設住宅用地の確保等、防災機能上より効果的となる公園緑地・空地の配置計画を進める。

イ 特別緑地保全地区等の指定

市街地内に残された緑地は、災害時における遮断地帯、緩衝地帯又は避難地等として有効に機能するため、良好な自然的環境を有する緑地は、特別緑地保全地区や緑地地区

に指定し、積極的に保全する。

ウ 都市公園の整備

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の不燃化の促進【都市計画課／予防防災課】

1 町における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

町は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、災害時にも火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなる恐れのある建築物は、防火上・避難上の各種の措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火器使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 市街地の面的な整備・改善【都市計画課／区画整理課】

1 町、土地区画整理組合等における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業や市街地再開発事業を始めとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備されるとともに建築物の不燃化が促進され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は、地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、土地区画整理事業などの面的整備事業を含め、幅広く事業メニュー

一を検討する。

防災街区の整備のみでは都市防災対策は十分目的が達せられないので、その他の防災対策と関連させた総合的な防災計画を樹立し、都市計画との関連に配慮する。

第7章 中山間地域等における孤立対策

脆弱な地質構造の山間部においては、降雨により土砂災害が発生し、それに伴う交通の寸断や情報通信の途絶により、孤立する集落の発生が想定される。孤立する恐れのある集落の実態を把握し、通信の確保、救助活動体制の整備などの事前対策を推進するとともに、集落における孤立時の自立性・持続性の強化を推進する。

第1節 孤立危険地域の把握【防災安全課】

1 町における措置

中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、町民生活が困難若しくは不可能となる恐れのある孤立危険地域をあらかじめ把握するよう努める。

第2節 孤立への備え【防災安全課／予防防災課】

1 町における措置

(1) 孤立集落と外部との通信の確保

ア 通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

イ 集落と町間の通信途絶を防止するため、衛星携帯電話、防災行政無線等地域の実情に応じた適切な通信手段の確保に努める。

ウ 幸田町災害対策本部機能や通信機能を維持するために、幸田町災害対策本部や避難所等の防災関連施設における耐震性を確保する。不十分な場合は、暫定的な代替候補地を確保する。

(2) 物資供給、救助活動体制の整備

ア 集落が長期間孤立した場合には、医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等をあらかじめリストアップし、供給体制について検討する。

イ ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保するとともに、幸田町地域防災計画において明示するよう努める。また、生地着陸の可能な箇所（田畑、農・林道等）もリストアップしておく。

ウ 孤立する恐れのある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備のほか、バイク等地域の実情に応じた物資供給等に係る手段の確保に努める。

(3) 孤立に強い集落づくり

ア 孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進を図る。

イ 集落の人口に応じて避難施設を確保・整備するとともに、その耐震性を確保する。また、必要に応じて、土砂災害対策や基礎地盤の補強を実施する。

(4) 孤立危険地域等の広報・啓発

町民に対して、孤立可能性、孤立時の対応及び安否情報の発信等、災害が発生した場合の対応について、防災マップやパンフレット作成などにより、平常時からの広報・啓発に努める。

2 その他施設、設備等【防災安全課／土木課】

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等を整備、改善及び点検し町内の建設事業者との連携を図る。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

- 資料 (1) 指定避難所（資料編 第 2.9.(1)）
(2) 建設機械の保有及び調達（資料編 第 4）

第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備【企画政策課／防災安全課／環境課／土木課／都市計画課／予防防災課／消防署】

1 町及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設、設備等【防災安全課／予防防災課】

ア 代替施設の指定

災害が発生した際、応急対策・復旧対策の拠点を担う役場庁舎並びに消防庁舎に、災害時の防災拠点として必要な諸機能の整備を行う。なお、拠点施設が壊滅的な被害を受けた場合を想定し、代替施設を指定する。

イ 防災中枢機能の充実

(ア) 町は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

(イ) 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

ウ 防災関係機関相互の連携

(ア) 町は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

(イ) 町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

(ウ) 町は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(2) 水防施設、設備等【防災安全課／土木課／予防防災課／消防署】

浸水注意箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な木杭、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材及び防災倉庫の整備を図る。また、菱池遊水地の整備に合わせ、土のう用の土砂置場の確保を進める。

資料 ア 防災倉庫（資料編 第2.7.(1)）

イ 水防資機材（資料編 第 2.7.(2)）

(3) 情報の収集・連絡体制の整備等【防災安全課／消防署】

ア 情報の収集・連絡体制

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

県、町及び防災関係機関をオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。

また、県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

イ 通信手段の確保

(7) 通信施設の防災構造化等

町及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

(8) 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

(9) 同報系防災行政無線

同報系の防災行政無線については、デジタル屋外拡声子局の増設による音達範囲の拡大、防災上の重要施設へのデジタル戸別受信機の設置及び電子メールによる文字での情報配信など、J-ALERT の緊急情報を迅速かつ確実に情報伝達できる。

また、役場閉庁時においても J-ALERT の緊急情報を伝達できるよう、自動起動の機能についても整備した。

(10) 移動系防災行政無線

移動系の防災行政無線の MCA 無線を活用し、災害時に複数での会話を可能とし、災害時の被災状況や避難所、防災拠点ライフライン機関及び医療関係機関等との連絡網を整備する。また、東海 4 県から役場庁舎の通信を可能とするとともに、町が支援を受ける際は支援者に無線機を貸与することで、幸田町災害対策本部と情報及び活動状況を共有できるものとする。

(11) 庁舎内放送

災害時等における防災拠点となる役場庁舎において、在庁者の生命・身体の安全確保及び役場機能の保全のため、J-ALERT の緊急情報を放送する。

(12) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

資料 通信施設・設備等（資料編 第2.6）

(4) 救助・救急等に係る施設・設備等【健康課／消防署】

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

資料 ア 生活必需品の備蓄（資料編 第3.2.(1)）

イ 町有自動車（資料編 第5.1）

ウ 舟艇（資料編 第5.2）

エ 医薬品その他衛生材料（資料編 第3.4）

(5) 物資の備蓄、調達供給体制の確保【防災安全課／予防防災課】

ア 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

イ 町は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度の食料を備蓄しておくよう啓発する。

ウ 町は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(6) 応急仮設住宅の設置に係る事前対策【都市計画課】

町は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

(7) 災害廃棄物処理に係る事前対策【環境課】

ア 幸田町災害廃棄物処理計画の策定

町は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、幸田町災害廃棄物処理計画を平成 29 年 3 月に策定した。本計画に則り、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等に取り組むものとする。

イ 広域連携、民間連携の促進

中部地方環境事務所、県及び町は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、町の環境課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

(8) り災証明書の発行体制の整備【企画政策課】

ア 町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

イ 町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

(9) 公的機関の業務継続性の確保【防災安全課】

ア 町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- (ｱ) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (ｲ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (ｳ) 電気・水・食料等の確保
- (ｴ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (ｵ) 重要な行政データのバックアップ

(h) 非常時優先業務の整理

(10) 応急活動のためのマニュアルの作成等【企画政策課／防災安全課】

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、防災安全課と企画政策課が連携し明確化しておくよう努める。

(11) 人材の育成等【防災安全課／土木課】

町は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

また、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、町及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

2 県（防災安全局）における措置

(1) 防災施設、設備等【防災安全課／予防防災課】

県が運航管理する防災ヘリコプターを消防業務にも有効に活用するため、町消防職員を県職員に任命(併任)するなどにより、県と町が一体となって防災活動を遂行する体制づくりを進める。

資料 ア ヘリポート可能箇所（資料編 第5.3）

イ 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（資料編 第9）

(2) 市町村業務継続計画等の策定促進

県は、市町村の業務継続計画や受援計画等の策定・見直しの支援を行う。

3 水防機関（町）における措置

(1) 水防施設、設備等【予防防災課／消防署】

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ、カケヤ等水防資機材及び防災倉庫の整備を図る。

4 名古屋地方気象台、中部地方整備局、独立行政法人水資源機構中部支社及び県（建設局）における措置

(1) 気象等観測施設、設備等【消防署】

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象等観測施設、設備を整備する。

注) 気象業務法では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合は検定に合格した観測機器を使用するとともに、観測施設を設置した場合はこれを気象庁

へ届けることを義務づけている。

第9章 避難行動の促進対策

災害が発生又は発生することが予想される場合、町民等が速やかに安全な場所へ避難することは、被害を最小限にとどめる上で重要である。また、激甚な災害時には、人的・物的被害が多発することにより迅速な避難が行えない場合や、避難生活が長期化する事態も予想される。

町は、あらかじめ緊急避難場所及び避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、町民の安全の確保に努める。

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

また、災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備【防災安全課】

1 町における措置

町は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等【防災安全課】

1 町における措置

町は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における町民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

町長は、町民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所

を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者 1 人当たりの必要面積は、概ね 2 m²以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての町民（昼間人口も考慮する。）が避難できるよう配置する。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の 2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m 以上、建ぺい率 5% 程度疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、区単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、町民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

町は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

2 避難路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により指定した広域避難場所への避難路を選定し、日頃から町民への周知徹底に努める。

- (1) 避難道路は概ね 8m～10m の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (2) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- (3) 避難道路は、相互に交差しないこと。
- (4) 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

3 広域避難場所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し避難を容易にするため、広域避難場所及びその周辺道路における交通規制を、県警察に対し、次の通り要請する。

- (1) 広域避難場所内にある道路は、駐車規制をする。
- (2) 広域避難場所周辺の幅員 3.5m 以上の道路は避難場所 200m 以内を駐車規制する。
- (3) 広域避難場所周辺の幅員 3.5m 未満の道路は原則として車両通行禁止とする。
- (4) 上記以外の道路については、広域避難場所から流出方向への一方通行、指定方向外進行禁止及び歩行者用道路等により車両の通行を抑制する。

第 3 節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成【防災安全課】

1 町における措置

- (1) マニュアルの作成

町は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(7) 気象予警報及び気象情報

(4) 河川の水位情報、指定河川洪水予報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

(7) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに町長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること

(7) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(4) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

カ 洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意する。

(7) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。[警戒レベル4] 避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。[警戒レベル5] 緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、

その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。

- (4) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域等以外の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、ただちに「警戒レベル5」緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。

(3) 判断のための助言を求めるための事前準備

町は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導に係る計画の策定【防災安全課】

1 町及び防災上重要な施設の管理者における措置

(1) 町の避難計画の作成

災害の発生に備えて、原則として次の事項を定めた避難計画を作成する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難情報を発令する基準及び伝達方法

イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

エ 緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救済措置に関する事項

(7) 給水措置

(4) 給食措置

(7) 毛布、寝具等の支給

(2) 衣料、日用必需品の支給

(7) 負傷者に対する応急救護

オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

- (ア) 緊急避難場所や避難所の秩序維持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ロ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (ハ) 避難者に対する各種相談業務
- (ニ) 自主防災組織やボランティア等を主体とした避難所の管理・運営

カ 災害時における広報

- (ア) 防災行政無線、緊急メール等による周知
- (イ) 広報車による周知
- (ロ) 避難誘導員による現地広報
- (ハ) 町民組織を通じた広報

(2) 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、計画の周知徹底、訓練の実施を推進する。

ア 学校は、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。

イ 児童生徒の集団的避難に備え、学校及び教育行政機関は、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院で患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域では、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

具体的に定める内容については、第2章第3節、第3章第2節に定めるところによる。

3 避難行動要支援者の避難対策

第10章 第2節 要配慮者支援対策 (3)避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発【企画政策課／防災安全課】

町民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所、避難所等を明示した「幸田町防災マップ」や、災害危険地域、洪水時の浸水想定区域及び浸水深等を示した「幸田町災害ハザードマップ」を配布するとともに、町のWebサイトにおいても同様の情報を公開する。

また、平素から「広報こうた」、「防災行政無線」、「緊急メール」等により広報活動及び研修を実施し、町民の意識啓発を図るものとする。

1 緊急避難場所等の広報

次の事項につき、町民に対する周知徹底に努める。

- (1) 緊急避難場所、避難所の名称
- (2) 緊急避難場所、避難所の所在位置

- (3) 緊急避難場所等の区分け
- (4) 緊急避難場所、避難所への経路
- (5) 緊急避難場所、避難所の区分
- (6) その他必要な事項
 - ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - イ 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

2 避難のための知識の普及

次の事項につき、平素より町民に対して、普及のための措置をとる。

- (1) 平常時における避難のための知識
- (2) 避難時における知識
 - ア 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。
 - イ 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）
 - ウ 洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと。
 - エ 町長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと。
- (3) 緊急避難場所、避難所滞在中の心得
- (4) その他
 - ア 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
 - イ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
 - ウ 町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

また、社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、町、町民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

町は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等【防災安全課】

1 町における措置

(1) 避難所等の整備

避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて字界や行政界を越えての避難を考慮して整備していく。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

町は、避難所が被災した町民が一定期間滞在する場であることを鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の町民に身近な公共施設等を法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。

指定に際しては、次のような条件を考慮して検討する。

ア 町民にとって身近な施設であること。

イ 二次災害などの危険性がないこと。

ウ 建物自体の安全性が確保されていること。

エ 主要道路等との緊急搬出用災害アクセスが確保されると想定されること。

オ 環境衛生上問題のないこと。

上記の条件に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

なお、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点、自衛隊の災害支援受入れ施設などの災害対策に必要な施設は、避難所としては使用しないよう配慮する。

また、状況によっては、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ

め避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の整備

ア 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者及びその家族のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保や、医療機器が故障した際の医療機器メーカーからの専門家派遣等について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 町は、福祉避難所として要配慮者及びその家族を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努めるものとする。

オ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所の種別（避難所として適当な施設）

避難所として適当な施設は、公・私立学校、保育園、公民館等である。なお、必要に応じて、字界、行政界を越えての避難も考慮する。

(5) 避難所の選定

事前に指定された避難所の中から、災害の状況に応じて避難所を選定する。選定に当たっては次の条件を考慮して幸田町災害対策本部が定める。

ア 避難所は災害に対し安全な建物で、給水、給食施設を有するもの又は給水、給食施設を急造し得るもの、及び比較的容易に搬送給水、給食し得る条件にあり得るもののうちから選定する。

イ 選定に当たっては、耐震性、耐火性に優れた建築物を優先して選定する。適当な施設が不足する場合には、簡易幕舎（テント等）を設置できる広場を選定することもできる。

ウ 周囲に崖崩れ、地割れ、崩壊等が予想されない地形で、かつ多量の可燃物資、危険物の貯蔵がない所を選定する。

エ 風水害による被害がないと見込まれる所を選定する。

オ 危険地区と避難所の距離が比較的近く、そこまでの経路も安全と認められる所を選定する。

カ 常時定住する人も少なく、公共性があり、管理しやすい所を選定する。

(6) 基幹的避難所の設置

町内における被害が甚大で、多数の避難所の開設が必要な場合には、幸田町災害対策本

部との緊密な関係を保ち、幸田町災害対策本部からの情報伝達、物資輸送を一次的に担う基幹的避難所を位置付ける。ここを拠点としてその他の避難所への情報伝達、物資輸送等を行う。

ア 町全体が被災した場合

地形条件等を考慮して基幹的避難所を設ける。基本的に3つの中学校と6つの小学校、1つの高等学校を基幹的避難所候補として位置付ける。

イ 町内の特定地域が被災した場合

被災状況から適切と認められた避難所を指定する。

2 避難所における必要面積の確保

避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースも確保する。

《一人当たりの必要占有面積》

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

《新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積》

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

3 避難所が備えるべき設備

避難所には内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。また、停電時の電源を確保するために、太陽光発電や蓄電池、個別供給できる分散型エネルギー（LPガス）などの設備を各避難所に整備していくよう努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努める。あわせて、避難者の生活を確保するため、最低限必要な資機材等の整備、飲料水兼用耐震性貯水槽や耐震性備蓄倉庫の整備並びに非常用食料の備蓄を行う。

- (1) 情報受発信手段の整備 : 防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、
拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- (2) 運営事務機能の整備 : コピー機、パソコン等
- (3) バックアップ設備の整備 : 投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備
等
- (4) 避難所の破損等への備え : 避難用テントの備蓄等

4 避難所の運営体制の整備

- (1) 「幸田町避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (3) 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する町民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる町民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- (4) 町は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。
- (5) 町は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災安全課、健康課及び学校教育課が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 避難所の表示

避難所となる施設をあらかじめ町民に徹底するため、広報伝達するとともに所要の箇所に標識を設ける。

なお、標識の規格様式は、資料編第 2.9.(2)のとおりである。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所として使用する施設

災害対策基本法施行令に定める基準に従って、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として指定するとともに、指定避難所を指定し、災害の危険が切迫した場合における町民の安全な避難先を確保する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

資料 指定緊急避難場所及び指定避難所（資料編 第 2.9.(1)、(3)）

第 2 節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課／健康課】

1 県、町及び社会福祉施設等管理者における措置

- (1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

要配慮者を入所させる社会福祉施設等では、関係団体等と協力して自衛防災組織等を整備し、非常時の組織体制の整備を行う。町はこれに積極的に協力・支援する。

イ 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等では、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図る。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 緊急警報システム等の整備

災害時において、在宅の要配慮者の安否確認を行う体制を確立する。また、安否確認が迅速に行われるよう、災害時要配慮者マップやデータベースの整備に努め、これらの情報を活用できる安否確認体制を確立する。

要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

イ 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、町民や医療機関、社会福祉施設、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

ア 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、幸田町地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障がい児等も対象となりうる点に留意すること。

イ 避難行動要支援者名簿の整備等

(7) 要配慮者の把握

町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障がい者、外国人等の情報を把握する。

なお、障がい児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、要配慮者の中から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、町内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件からあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応できることとする。

- a 65歳以上ひとり暮らし高齢者、65歳以上の方で構成される高齢者のみの世帯
- b 要介護3以上の認定者で在宅者
- c 在宅で第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、戦傷病者手帳所有者
- d 精神障がい者、難病患者で一定の支援が必要な者
- e 上記に準ずるもので支援を希望する者

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に掲載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を定める。ただし、町の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置を講じる。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画の作成等

(7) 個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号そ

の他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先（家族及びそれに類似した関係者の緊急連絡先）・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

町は、消防機関、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を定める。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について幸田町地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、町は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

(ロ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

避難行動要支援者名簿に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲は、次のとおりである。

a 平時から名簿情報の提供を受けて支援活動を行う者

(a) 自主防災組織・行政区

(b) 民生委員・児童委員

b 災害時名簿提供を受けて支援活動を行う者

上記 a に加え、社会福祉協議会、消防機関、警察機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(4) 外国人等に対する防災対策

避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、外国人や旅行

者等が、災害発生時に迅速かつ的確な防災行動がとれるよう、外国人も対象とした防災教育や防災訓練を実施したり、多言語による防災広報の普及など防災環境づくりを検討する。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で取組む災害時の体制整備に努める。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 防災教育・防災訓練を実施する。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮利用者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内の施設等の公表

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について幸田町地域防災計画に定めるとともに、町民への周知を図る。

イ 洪水等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、本計画において洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、町民への周知を図る。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(7) 計画の作成等

幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、町長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を町長に報告するものとする。

(i) 施設管理者等に対する防災知識の普及

町は、幸田町地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ii) 施設管理者等に対する支援

県及び町の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(i) 町長の指示等

町長は、幸田町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災

害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(イ) 町長の助言・勧告

町長は、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

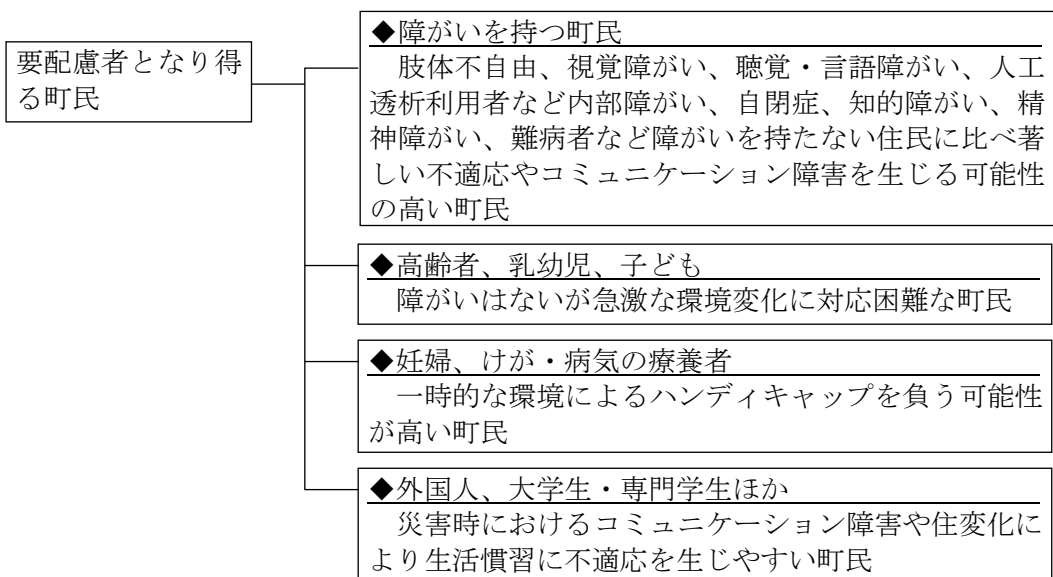
(6) 避難行動要支援者の避難誘導等

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、町民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

(7) 災害ケースマネジメント

町は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を断続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

災害時に「要配慮者」となり得る町民



(資料：全日本自治団体労働組合、1995)

第3節 帰宅困難者対策【防災安全課】

町は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

1 町における措置

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

町は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第 11 章 広域応援・受援体制の整備

大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動が実施できるよう、各種の広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮する。

第 1 節 広域応援・受援体制の整備【防災安全課／土木課／予防防災課／監査委員事務局】

1 町における措置

(1) 応援要請手続きの整備

町は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

県及び町は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

県及び町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

町は、法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等の協力を得るため、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

また、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力

を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備【消防署】

1 町における措置

(1) 広域消防相互応援協定

愛知県内広域消防相互応援協定、西三河地区消防相互応援協定、蒲郡市・幸田町消防相互応援協定に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう努める。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に備え、人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上に努める。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

町は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

町は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、県及び他の市町村と連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、町、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

1 町における措置

町は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び町は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第12章 防災訓練及び防災意識の向上

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

町は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施【防災安全課／予防防災課／土木課／消防署／庶務課】

1 町における措置

防災知識の高揚は、訓練を実施することによって一層の成果をあげる。したがって、防災関係機関が中心となって、公共団体、民間団体・組織及び学校等があらゆる機会をとらえて、主に別表1に示す事項に関して、科学的・計画的かつ実践的な図上又は実地訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の練磨を図る。

また、災害に対処すべき防災関係者が、災害に関する深い知識、並びに災害を防ぎよするための防災資機材を自由に駆使し得る知識・技術が習得できるよう、防災担当者はもちろん、一般職員も対象とした教育訓練を実施する。

別表1 防災訓練計画表

実施場所	訓練内容	訓練参加者
町内	1. 気象予警報等の受領と関係方面への必要な通報伝達並びに広報活動 2. 幸田町災害対策本部員会議 3. 被害状況の速報並びに必要な物資等の手配その他所要の要請の方法の確認 4. 各部班の業務分担の確認 5. 必要資機材の整備点検等 6. 堤防巡視、水位観測、消防団の出動、水防工法、避難立退きの時期の判断、その他必要事項の確認 7. 危険区域内居住者の関係避難所の周知徹底、避難立退き時期とその方法 8. 避難者の受入れ、輸送警備等についての検討 9. 救助、輸送、給水、医療、炊き出し物資の給与について検討 10. 幸田町地域防災計画の周知徹底	町民 自主防災組織 町 消防本部 消防団 関係各機関

(1) 総合防災訓練

町は、幸田町防災会議の主唱に基づき毎年9月1日の防災の日を中心に、防災関係機関並びにできる限りの民間企業、自主防災組織及び要配慮者を含めたより多くの町民等の参加を得て、大規模災害に関する総合防災訓練を実施する。訓練では、災害の規模や被害の想定を明確にすると

ともに、より実践的な内容となるように努める。

(2) 水防訓練

町は、浸水対策の一環として、水防関係機関及び町民と一致協力して水災の警戒及び防ぎよに当たり万全を期するとともに、水防思想の普及徹底を図るため、主に以下に示す事項について、各種水防工法その他の訓練を水防法の規定により年1回以上実施する。実施に当たっては、特に町民の参加を得て、水防思想の高揚に努める。

ア 観測（水位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資機材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門、角落し等の操作

キ 避難（避難情報の放送・伝達、居住者の避難）

(3) 通信連絡訓練

気象の予警報、応急対策に関する通報、被害情報等の受報及び通報を迅速かつ的確に行うための訓練で、各種事態を想定し、単独又は他の訓練と併せ年1回以上実施する。

なお、災害時においては、無線設備にも少なからず被害を被ることが考えられ、通信の途絶の事態が予想される。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するためには、各機関ごとに災害時における情報の収集及び伝達の要領、さらには内部処理の方法、通信施設の応急復旧等についての訓練を繰り返し行う必要がある。なお、これらの訓練は、同一機関が設置する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互間において実施する。

(4) 動員訓練

災害対策要員の参集確保を図るための職員の動員訓練を、単独又は他の訓練と併せて必要に応じ実施する。

(5) 避難救助訓練

災害時に際し、町民を安全な場所に避難させるための勧告、指示、誘導並びに孤立者、負傷者、溺者等の救助救出等の訓練を、単独又は他の訓練と併せて年1回以上実施する。

(6) 広域応援訓練

町は、町が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

(7) 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

町は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(8) 訓練の検証

訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるものとする。

(9) 図上訓練

職員の災害対応能力の向上を図るため、幸田町災害対策本部において応急対策活動に従事する要員及び西三河方面本部要員に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対応訓練を実施する。

2 公安委員会における措置

(1) 防災訓練に伴う交通規制

災害対策基本法の定めるところにより防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

第2節 防災のための意識啓発・広報【防災安全課】

1 町における措置

(1) 住民等に対する教育

災害の発生が懸念される場合あるいは発災時には、町民の一人一人が対応措置等について正しい知識と判断をもって行動することが、パニックなどを未然に防止するうえで最も重要なことである。そのため、町は地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、以下のような事項を通じて町民等の防災に対する認識を高揚する。

ア 災害に関する基礎的な知識

イ 気象情報等に関する知識

ウ 町、県及び防災関係機関等が講ずる災害応急対策等の概要

エ 緊急避難場所及び避難路等に関する地域防災情報

オ 非常持出品の準備等の日常からの防災対策

カ 水防、土砂災害防止等の災害時における心得

キ 過去の災害事例

ク 警報等や避難情報の意味と内容

ケ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動

コ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

以上のような情報提供を効率的かつ効果的に行うため、地区防災組織を対象とした研修会等の開催をするとともに、ハザードマップを活用し、町民等が普段から「いざという時にどのように行動するか」をシミュレーションすることが可能な情報提供に努める。

さらに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

(2) 防災に関する知識の普及

大規模災害が発生した場合、町民自ら生命身体及び財産の保護に努めるため、およそ次に掲げるような対策と心構えを養うように広報を行うものとする。

その場合には地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

ア 平常時の対策

- (ア) 家の安全化を図る。
- (イ) 救急医薬品の準備をしておく。
- (ウ) 非常用品・備蓄品を準備しておく。
- (エ) 家族で防災について話し合う（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）。
- (オ) 普段から隣近所で協力体制をつくっておく。
- (カ) その他災害に備えた必要な対策を行う。

(3) 家庭内備蓄等の推進

町は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予測されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り1週間以上分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

(4) 過去の災害教訓の伝承

町は、町民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、町民が閲覧できるよう公開に努める。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育【防災安全課／学校教育課】

1 教育委員会、町及び各学校等管理者における措置

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 教育関係職員に対する防災教育

児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員に対して行われる研修の機会を通じて防災教育を実施するものとする。

その実施内容については、町職員等に対する教育内容に準じて行うものとする。

イ 児童生徒等に対する防災教育

学校等が行う児童生徒等に対する防災教育に関し、ハザードマップの活用方法等、必要な指導及び

助言を行うものとする。

防災教育は、学校等の種別及び児童生徒等の発達段階やその行動上の特性並びに学校等の置かれている立地条件等地域の実態に応じた内容のものとし、計画的・継続的に実施するものとする。

災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子どもに対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

ウ 各教科、総合的な学習、道徳及び特別活動等の活用

各教科や総合的な学習の時間、道徳及び特別活動等において、学習内容を災害の危険性、自然災害の性質等に関連させて学ぶ機会を設け、防災教育を推進する。

道徳では自他の生命を尊重する心や社会に奉仕する心を育てる学習を推進する。

特別活動においては、学校周辺、地域の特性や実態を踏まえ、災害の種類・程度に応じた安全な避難行動ができるようにするとともに、二次災害の防止等についても体験的に学ぶことができる機会を設ける。

2 町における措置

(1) 町職員等に対する教育

災害の発生が懸念される場合あるいは発災時には、災害予防又は応急対策の迅速かつ円滑な実施が重要である。そのため、幸田町災害対策本部を構成する職員等を中心に必要な防災教育を行うものとする。

なお、災害に対処すべき防災関係者には、災害に関する深い知識、並びに災害を防御するための防災諸機材を自由に駆使し得る知識・技術が習得できるよう、防災担当者の教育訓練を実施する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第13章 防災に関する調査研究の推進

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、その実態は地域的特性を有するので、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第1節 防災に関する調査研究の推進【企画政策課／防災安全課／土木課】

1 町における措置

防災に関する多種・多様な情報を一元管理し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、発災時における対応を効率的・効果的に行うため、以下の事項に関する調査・研究を進める。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、崖くずれ危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について、関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

(3) 風水害の被害想定

国や県による防災研究が進む中で、それらの成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、小学校区などの単位）でのきめ細かな防災カルテや防災マップ（ハザードマップ）の作成を積極的に推進することが必要である。

防災カルテや防災マップに記載すべき事項は、災害危険箇所、避難場所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷、災害履歴などである。

(4) 地籍調査

防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

2 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録し広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

町長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として幸田町災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。

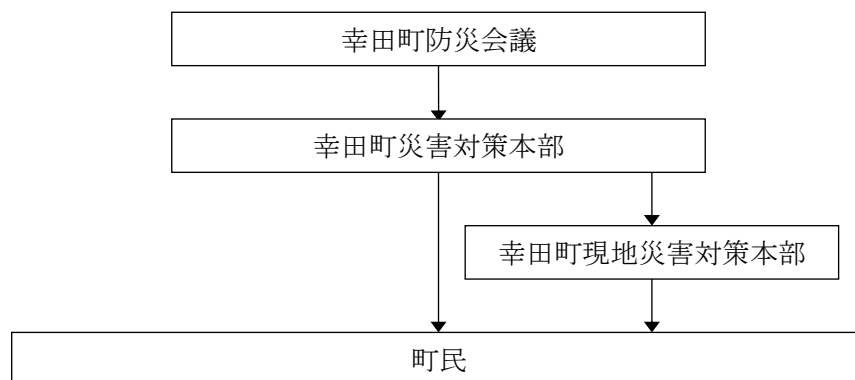
要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 幸田町災害対策本部の設置・運営【各課】

町における防災行政を総合的に運営するための組織として幸田町防災会議があり、災害が発生し又は発生する恐れのある場合、幸田町災害対策本部を設置して応急対策活動等を実施する。

なお、災害による被害が局所的な地域に発生した場合には、幸田町現地災害対策本部を設置することがある。

【町における災害対策系統図】



1 町における措置

(1) 幸田町防災会議

町長を会長として災害対策基本法第16条第6項に基づき組織する。その所掌事務としては町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに勧告することを任務とする。

幸田町防災会議条例（資料編 第10.1）

(2) 幸田町災害対策本部の設置

町長を幸田町災害対策本部長として災害対策基本法第23条の2及び幸田町災害対策本部条例に基づき組織する。

その所掌事務としては風水害等災害の災害救助、警察が行う災害警備の協力、その他の災害応急対策活動を包括している。

そのため、平常時の町職員を災害時の対応各部に編成して幸田町災害対策本部の事務を分掌する。あわせて消防団の活動はもとより町内公共機関とも連携して、災害応急対策活動に万全を期するための中核機関となる。

なお、幸田町災害対策本部は、特別の指示がない限り役場庁議室に設置するが、災害の状況

に応じて、災害現場での本部設置が必要な場合には、現地にて幸田町現地災害対策本部を設置する。

幸田町災害対策本部条例（資料編 第10.2）

災害対策本部編成（資料編 第7.1.(1)）

ア 幸田町災害対策本部の組織

資料編7.1.(1)のとおりとする。なお、本計画中次の名称は幸田町災害対策本部設置の如何によりそれぞれ次のとおり読み替える。

平常時の場合	幸田町災害対策本部設置の場合
町 長	本 部 長
副 町 長	副 本 部 長
教 育 長	副 本 部 長
部 長 、 参 事	部 長 、 参 事（本部員）
消 防 長	消 防 長（本部員）
議 会 事 務 局 長	議 会 事 務 局 長（本部員）

イ 幸田町災害対策本部の設置時期

(7) 幸田町災害対策本部の設置基準

幸田町災害対策本部の設置は法第23条の2第1項の規定により町長が設置するものであり、次の基準に達したとき設置する。

- a 県下で大規模な地震、火事、爆発、その他の重大な人為的災害が発生し、町長が町に被害の恐れがあると認めるとき。
- b その他町長が災害の恐れがあると認めるとき。

(4) 幸田町災害対策本部の配備体制

配備の種別、内容、時期等は「幸田町災害対策本部における非常配備に関する基準」（資料編7.1.(2)）に基づく。

(7) 幸田町災害対策本部の組織・運営

災害応急対策を円滑に実施するため、平常時において組織を確立しておき、非常の際はこれに基づき速やかに行動する。

幸田町災害対策本部における各部の職員の動員に関する要領は次のとおりである。

a 配備の編成

総務部長は「幸田町災害対策本部における非常配備に関する基準」に基づく所管の各部ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに各部に徹底しておく。

b 地区連絡員

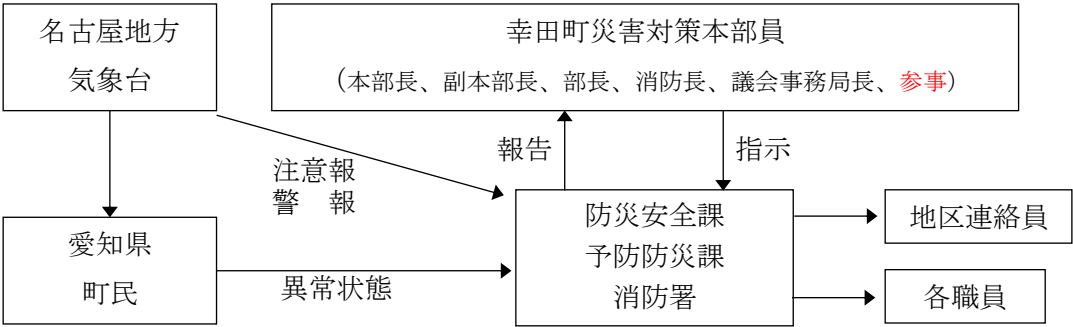
企画部長は、非常連絡所要職員の動員を円滑に行うため、必要と認める場合は各地区毎に地区連絡員を定めておく。

c 非常連絡並びに動員

- (a) 防災安全課、予防防災課又は消防署は、名古屋地方気象台が発表した非常配備に該当する注意報、警報及び県民事務所並びに町民から災害に関する緊急情報を受理したときは、直ちに災害対策本部員へ報告しなければならない。

- (b) 各地区の地区連絡員は、防災安全課、予防防災課又は消防署から連絡を受けたときは、直ちに地区の各職員に連絡しなければならない。ただし、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の電話が使用できる場合は、電話連絡を行う。
- (c) 非常配備担当職員は、地区連絡員から連絡を受けたときは、直ちに登庁し所要の配備体制につく。
- (d) 町の非常連絡系統は以下のとおり。

【町の非常連絡系統】



- (イ) 資料
 - a 町の防災組織（資料編 第7.1）
- (f) 幸田町災害対策本部の活動の開始及び終了
 - a 活動の開始
 - (a) 前記イの（ア）に定める幸田町災害対策本部の設置基準により幸田町災害対策本部が設置されたとき、幸田町災害対策本部はその組織の一部又は全部が活動を開始する。
 - (b) 幸田町災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知並びに公表するとともに、幸田町災害対策本部の標識を役場玄関に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
消防団	電話、電子メール等	庶務課長
庁内各部	庁内文書、口頭伝達、電話、電子メール等	防災安全課長
一般町民	電子メール、ホームページ等	防災安全課長
その他公共機関	電話等	防災安全課長

- b 活動の終了
 - (a) 本部長は予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるときは、その活動を終了し幸田町災害対策本部を廃止する。
 - (b) 幸田町災害対策本部を廃止したときは、上記 a の（b）の区分により通知及び公表する。
- (h) 本部事務局の設置及び運営
 - a 事務局の設置

- (a) 幸田町災害対策本部の事務及び災害に関する情報の収集、伝達、情報分析に基づく本部員会議への対策提案及び各部相互間の連絡調整を行うため、幸田町災害対策本部に事務局を置き、防災安全課をもって組織する。
- (b) 事務局に事務局長をおき、防災安全課長をもって充てる。

b 事務局の開設場所

幸田町災害対策本部事務局の開設場所は、原則として本部室（庁議室）及び防災安全課内とする。なお、大規模な災害の場合（第3非常配備の場合）には、第3、第4委員会室を使用する。また、幸田町現地災害対策本部を設置する場合には、本部長の指示したところに開設する。

c 事務局の開設準備

防災安全課は、部内の他職員の協力を得て、次の備品を配置する。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 本部事務局の標識 | ⑦ コピー機 |
| ② 幸田町地図板 | ⑧ ファックス |
| ③ 情報板 | ⑨ 自家発電機（屋外用） |
| ④ 電話機（4台） | ⑩ 各種災害対策記録簿 |
| ⑤ テレビ | ⑪ その他必要と認めるもの |
| ⑥ 無線機（MCA無線、消防無線） | |

d 事務局の運営

- (a) 本部員会議用資料の取りまとめを行う。
- (b) 異常気象、異常現象等災害発生に関する各種情報につき、関係機関及び各部と積極的に連絡を取り、これらの状況の把握に努め、必要事項については情報板に記録する。また、必要により各部に伝達する。
- (c) 各地区及び各部、関係機関等から被害状況及び応急対策の状況等を把握し、災害状況速報板に記録する。
- (d) 収集した情報については整理し、必要に応じて外部からの照会に応じる。
- (e) 本部員会議で決定された事項については、速やかに関係部に伝達しその対策を図る。

(3) 本部員会議の開催

幸田町災害対策本部員会議は本部長、副本部長及び本部員（部長、消防長、議会事務局長）で組織し、災害対策の基本的な事項について協議する。

ア 幸田町災害対策本部員会議の協議事項

- (7) 幸田町災害対策本部の配備体制の切替及び廃止に関すること
- (4) 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う災害活動の基本方針に関すること
- (7) 県機関及びその他の機関に対する応援の要請に関すること
- (2) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること
- (7) その他災害対策に関すること

イ 幸田町災害対策本部員会議の開催

- (7) 部長が必要と認めたときに開催する。
- (4) 開催通知は、庁内放送及び電話連絡により行う。

- (ウ) 各部長は必要により、次長、課長、主幹、課長補佐及びその他所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- (エ) 各部長は会議の召集を必要と認めるときは、総務部長にその旨申し出る。

ウ 幸田町災害対策本部員会議の開催場所

幸田町災害対策本部員会議の開催場所は、原則として庁議室とし、その配置は概ね資料編第7.1.(4).①のとおりとする。

なお、大規模な災害の場合（第3 非常配備の場合）は、第3、第4 委員会室を使用するものとし、その配置は概ね資料編第7.1.(4).②のとおりとする。

また、幸田町現地災害対策本部を設置した場合には、本部長の指示による。

エ 幸田町災害対策本部員会議の開催準備

防災安全課は、部内の他職員の協力を得て、原則として庁議室に次の備品を配置する。なお、大規模な災害の場合には第3、第4 委員会室、幸田町現地災害対策本部を設ける場合には本部長の指示する所に次の備品を配置する。

- (ウ) 幸田町災害対策本部員会議の標識
- (イ) 幸田町地図板
- (ウ) 情報板
- (エ) 台風進路図板（台風の場合）

※(イ)、(ウ)、(エ)については、事務局と併用

オ 本部員等の参集及び本部員の代理出席

- (ウ) 本部員は、会議に出席するに当たっては、その所掌する対策状況等必要な資料を提出するよう努める。
- (イ) 本部員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ代理者を定めておきその代理者を出席させる。

カ その他

- (ウ) 本部長は、必要に応じて消防団及び他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。
- (イ) 会議で調整及び決定された事項については、速やかに各課及び関係機関等に伝達する。

(4) 非常配備体制下の活動

ア 第1 非常配備体制下の活動（情報収集体制）

第1 非常配備体制下における活動の要点は、概ね次のとおりである。

- (ウ) 防災安全課長は西三河県民事務所その他関係機関と連絡を取り、気象・情報対策等を伝達する。
- (イ) 第1 非常配備を行う各部課の責任者は、随時待機職員に対し必要な指示を行う。

イ 第2 非常配備体制下の活動（連絡及び警戒体制）

第2 非常配備体制下における活動の要点は概ね次のとおりである。

- (ウ) 幸田町災害対策本部の機能を円滑なものとするため幸田町災害対策本部員会議を開設する。
- (イ) 総務部長その他関係部長は情報の収集伝達体制を強化する。

(g) 総務部長は関係各部長及び防災会議委員と相互の連絡を密にし客観情勢を判断するとともに、関係する町民の避難立退きその他緊急措置について本部長に報告及び必要な進言を行う。

(d) 企画部長は各部長と連携し、現在までの情報及び町民からの要望事項をとりまとめ、必要の都度公表する。

(h) 各部長は次の措置をとり、その状況を本部長に報告する。

- ・事態の重要性を職員に徹底させ、所要の人員を非常業務につかせる。
- ・関係各課及び災害対策に関係ある外部の機関との連絡を密にし、活動体制を整備する。

(h) 本部長は必要に応じて本部員会議を召集する。

ウ 第 3 非常配備体制下及び被害発生後の活動（災害対応体制）

第 3 非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、各部課長は災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を本部長に報告する。

第 3 非常配備、激甚な大規模災害発生後、幸田町災害対策本部は、応援体制を整え、その後応援を要しないと判断したときは所定の任務を命ずる。

エ 非常配備職員編成

非常配備職員編成は資料編第 7.1 のとおり。

(5) 標識

ア 本部長以下幸田町災害対策本部の職員は、災害時において非常活動に従事するときは規則・計画等において別段の定めがある場合のほかは、腕章を着用する。

イ 災害時において非常活動に使用する自動車には規則・計画等に別段の定めがあるもののほか、定める標旗とする。

ウ 町職員の身分の証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、法第 83 条第 2 項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねる。

(6) 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町災害対策本部を設置又は、廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

第 2 節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条）

町長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり当該機関の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第 252 条の 17）

町長は、市町村の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第 30 条）

町長は、知事に対し災害対策基本法第 29 条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第 252 条の 17 の規定による他の市町村職員の派遣について、あつせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市町村職員の派遣

町は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第3節 災害救助法の適用【防災安全課】

1 町における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

町長は、当該市町村の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

町長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

第2章 避難行動

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に町民等へ伝達する。

町長及び災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

町長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努める。

高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

第1節 気象警報等の伝達【防災安全課】

1 町における措置

- (1) 町は、県又は県警察の機関から警報等を受領したときは速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、関係する町民、町内の関係官公署、学校、団体等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図る。周知徹底は概ね次の方法による。

ア サイレン警報

イ 伝達組織（区長）等

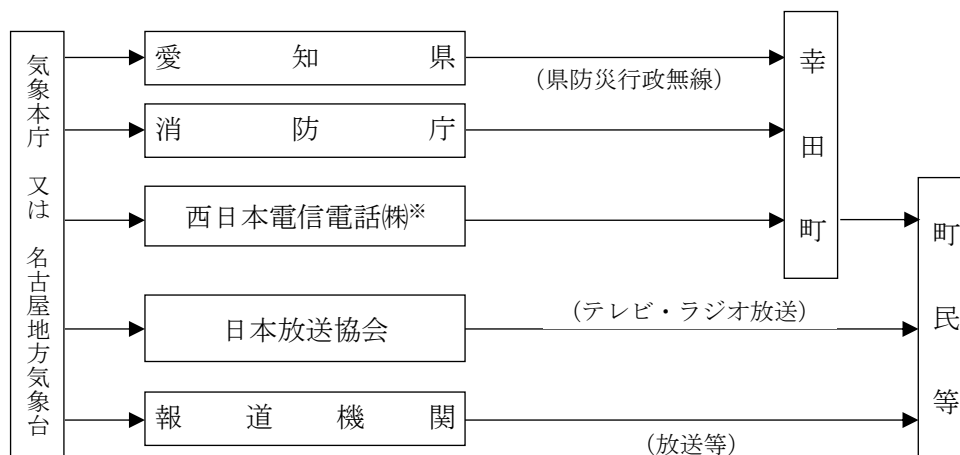
ウ 防災行政無線

- (2) 前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領伝達、その他の取扱について必要事項を協議しておく。

2 気象・水象等予警報の伝達系統

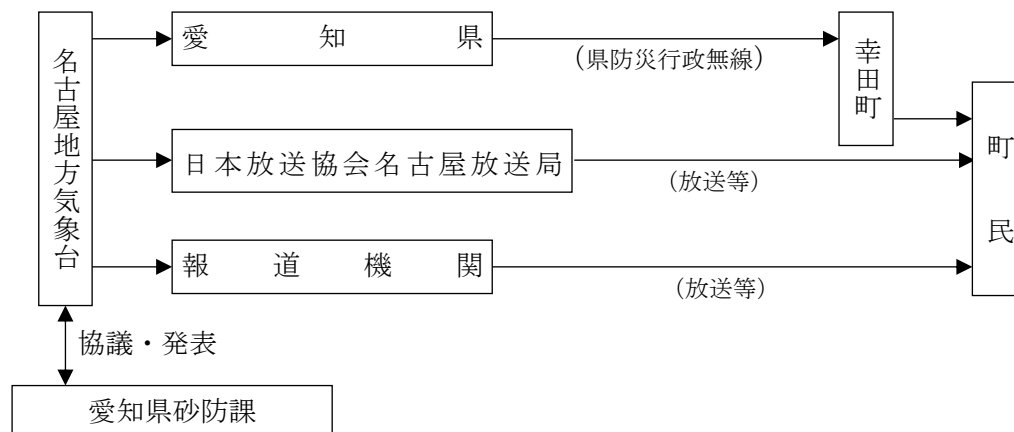
- (1) 気象・水象等予警報の伝達系統

気象・水象等予警報の伝達系統は、以下のとおりである。



※気象庁から西日本電信電話㈱には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

また、土砂災害警戒情報の伝達系統に関しては、次のとおりである。

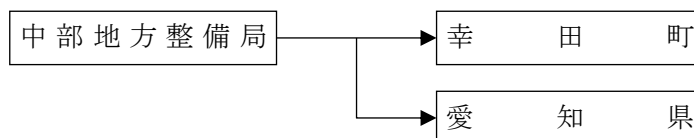


(注) 土砂災害警戒情報は名古屋地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議のうえ、愛知県と名古屋地方気象台が共同して発表する。

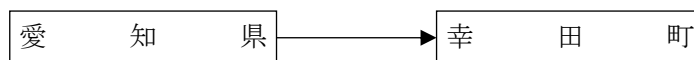
(2) 大規模な土砂災害の伝達系統

大規模な土砂災害の伝達系統は、以下のとおりである。

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）



イ 大規模な土砂災害（地すべり）



(注) 土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市町村へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

第2節 避難情報【防災安全課】

1 町における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

避難情報を発令するにあたり、住民の周囲の状況等により、近隣の安全な場所への避難や、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない等やむを得ない場合には、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。

また、災害が発生した場合は、可能な範囲で一定の区域ごとの災害を発表し、居住者等に命を守るための最善の行動をとるよう呼びかける。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令するものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 避難計画

災害により危険が急迫し、人命の保護、その他災害の拡大防止等のため、特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

ア 避難指示を行う実施責任者

災害時、人命、身体の保護又は災害拡大防止のため、住民に避難を指示できる責任者は、法令の定めにより次の通りとされている。

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（指示）	すべての災害	災害対策基本法第60条
水防管理者〔＝町長〕（指示）	水防法による災害（洪水）	水防法第29条
知事又は知事の命を受けた職員（指示）	洪水、地すべりの場合	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
警察官（指示）	すべての災害	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官（指示）	すべての災害	自衛隊法第94条

(7) 町長の指示

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、町長は立退きを指示する（法第60条）。

(4) 町長の事務の代行

当該災害の発生により、町長が避難指示等の事務の全部又は大部分を行うことができないときは、町長に代わって知事がその事務を実施する。

(3) 知事等への助言の要求

町は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(4) 報告（災害対策基本法第60条第4項）

町は、避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は避難のための立退きを行うことがかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるため、屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を知事に報告しなければならない。

(5) 他市町村又は県に対する応援要請

町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

2 避難の指示の内容

町長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

3 避難の措置と周知

避難指示者及び関係の各機関は避難のための立退きを指示したとき又はその指示を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知連絡し、その周知徹底を図る。

(1) 住民に対する周知

ア 事前措置

町、その他関係機関は避難のための立退きの万全を図るため、避難場所、避難経路、避難上の留意事項の伝達に努めるとともに、日頃から住民への周知徹底に努める。

イ 指示等の周知徹底

町、その他関係機関は避難の指示をしたとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して周知徹底を図る。

伝達手段は、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・区長会を通じた電話連絡や戸別伝達による。このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

ウ 避難の指示の時期

避難の指示は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるように努める。

また、避難の指示に至る前から、河川管理者及び水防関係者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。

さらに、避難の指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報、指定河川洪水予報、水位情報周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

エ 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は次による。

- (1) 町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、次の事項に留意し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導にあたっては、できるだけ自主防災組織・区ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、自主防災組織や民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に行くことを原則とする。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合には、町において車両及び舟艇等によって行う。

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限度に制限をし、円滑な立退きについて適宜指導をする。

町民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施する。

避難行動要支援者に対しては、防災行政無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障がい者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可

能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

(3) 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

(4) 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 町における措置

町は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を町内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。その際、町長及び災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備し、特に、休日・夜間における体制及び通常伝達システムの障害時における体制に留意する。

県及び町は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう努める。

県、町及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保し、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行うものとする。

被災者等に対しては、的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達【企画政策課／防災安全課／住民課／福祉課／予防防災課／消防署】

1 異常気象の通報

異常現象を発見した者はその現象が水防及び火災に関する場合は消防機関、その他の場合は町又は警察署等に通報する。なお、警察署が通報を受けた場合は、その旨を速やかに町に通報する。

また、異常現象を覚知した町長は、直ちに名古屋地方気象台その他関係機関に通報するものとする。

2 町の措置

(1) 被害情報の収集

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

町は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、町は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

ア 報告責任者

災害情報、被害情報は、災害対策業務執行上極めて重要であるため、あらかじめ報告責任者を定めておき、責任のある報告に当たる（報告責任者は、部長級とする）。

イ 報告の種別

(7) 災害情報

災害が発生し、又は災害が予想される危険な状況に至った場合の現地の状況を報告するもので、その様式は別紙様式 8 のとおりである。

(i) 被害報告

災害情報により現地の状況を報告している間において被害が発生した場合に報告するもので、次の 3 種類に区分してその様式は別紙様式 9 から 10 までのとおりとする。災害調査は、災害情報地区調査員及び協力員等により行う。

a 発生報告

被害発生直後報告するもので、迅速を旨とする。

b 中間報告

被害状況の変動に伴う応急対策の変更等の基礎となるもので、その都度報告する。被害がほぼ確定した後は 1 日 2 回程度時間を定めて報告する。

c 確定報告

災害に対する応急措置が完了し、被害状況も確定した後に報告する。

(ii) 被害報告の順位

災害の種別、規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先的に、次に住家の被害を報告する。

(3) 安否不明者・行方不明者に関する情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、町は住民登録の有無にかかわらず、町内で安否不明・行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡する。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲でその第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する）。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

(5) 確定報告

確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

(6) 被災者台帳の整備

被災した町民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

3 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

町は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

町は県と協力して、被災した町民の生死や所在等いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該町民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災した町民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

(4) 孤立集落に係る情報

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、情報を共有するものとする。

また、県、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

4 報告の方法

(1) 報告の方法

ア 被害状況等の報告は、最も迅速かつ確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、原則有線電話を使用するものとする。

イ 有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

ウ すべての通信施設が不通となった場合には、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

(2) 伝達要領

町からの伝達先は、次のとおり。

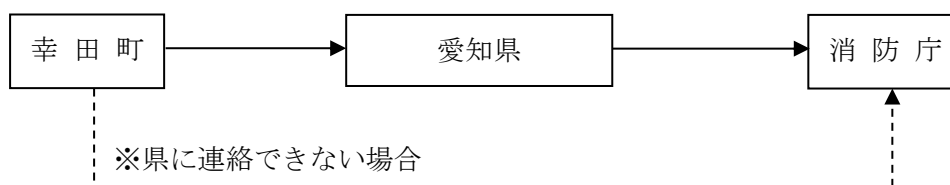
人、住家被害等	県災害対策本部西三河方面本部（県西三河県民事務所）
河川・貯水池・ため池等、砂防被害	
河川被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
貯水池・ため池等被害	県災害対策本部農林基盤部（農林水産事務所）
砂防被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
道路施設被害	県災害対策本部建設部（建設事務所）
水道施設被害	県災害対策本部建設局上下水道課指導管理室

(3) 県に報告できない場合の措置

大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合（多数の死傷者が発生し、又は発生する恐れのある場合）には、当該災害などの状況を把握できる範囲で、県及び消防庁に第一報を行う。

第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。

県及び消防庁への連絡先 資料編 第11.5



5 被害状況の照会

他機関所管の被害状況を把握する必要があるときには、県防災情報システムを有効に活用して把握するとともに、原則としてそれぞれ所管する関係機関に照会する。

第2節 通信手段の確保【企画政策課／財政課／防災安全課／消防署】

町は、防災関係機関と災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。

また、迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、県及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る。

1 町及び防災関係機関における措置

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時における通信連絡の確保を図る方法等について定める。

(1) 愛知県防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）

県から発信される災害に関する情報は、愛知県防災行政無線を利用して受信する。また、電話回線に障害が生じた場合における県との通信連絡は、庁舎内の電話を愛知県防災行政無線として利用することができる。

(2) 幸田町防災行政無線

緊急を要する町内の通信連絡は、防災行政無線（MCA 無線）を利用して行う。

(3) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないことになっている。ただし、災害時等において有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である時に人命の救助、災害の支援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信（以下「非常通信」という。）については当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (7) 人命の救助に関するもの。
- (8) 災害の予警報（主要河川の水位を含む。）及び災害の状況に関するもの。
- (9) 緊急を要する気象等の観測資料に関するもの。
- (10) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (11) 遭難者救護に関するもの。（日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。）
- (12) 電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (13) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、緊急物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (14) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (15) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (16) 知事が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受信するほか災害対策関係機関からの依頼に応じて発受信する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常無線通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

(4) 公衆電気通信施設の利用

災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用できる。

ア 一般電話（災害時優先電話）

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続は制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

資料 災害時優先電話 資料編 第2.6.(3)

イ 携帯電話・衛星携帯電話等

迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話や衛星携帯電話等の有効活用を図るように努める。なお、携帯電話の中にも災害時優先電話のサービスがある。

また、一般電話から通話できない場合でも、公衆電話からは、比較的にかかりやすくなっているので、状況に応じて活用を図る。

ウ 非常・緊急扱いの電報

天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な非常扱いの通話に準ずる事故を内容とする電報については、非常扱いの電報として、すべての電報に優先して取り扱われる。

電報発信に当たって電話により非常扱いの電報を発信する場合は、市外局番なしの「115 番」（8 時から 19 時までの受付）にダイヤルして、非常扱い若しくは緊急扱いの電報の申込であることをオペレーターに告げる。

(5) 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

(6) 放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、知事を通じて放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報の放送を依頼することができる。

(7) 資料

通信施設・設備等 資料編 第 2.6

第 3 節 広報【企画政策課／防災安全課】

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、町民に対し応急対策と必要な情報を周知徹底し、人心のいたずらな動揺、被害の拡大防止を図らなければならない。このため、迅速適切な広報活動を行う。

1 防災関係機関の措置

災害後の混乱が収束したとき、できる限り相談窓口を開設し、被災した町民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ、必要な応急対策の推進にあたる。

2 各機関の措置

(1) 報道機関に対する協力

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対しては、情報資料の提供に協力する。

(2) 町民に対する広報手段

各報道機関の協力によるもののほか、町の防災行政無線、緊急メール、広報車、各区の回覧及び広報誌等を通じて広報を行う。

3 広報内容

(1) 地域災害広報

町は次の事項について広報を実施する。

ア 事前情報の広報

- (ア) 気象に関する情報
- (イ) 河川の水位の情報
- (ウ) 公共交通機関の情報
- (エ) その他の情報

イ 災害発生直後の広報

- (ア) 災害の発生状況
- (イ) 住民のとるべき措置
- (ウ) 避難に関する情報（避難場所、避難情報）
- (エ) 救護所の開設状況
- (オ) 道路情報
- (カ) その他必要事項

ウ 応急復旧時の広報

- (ア) 公共交通機関の状況
- (イ) ライフライン施設の状況
- (ウ) 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- (エ) 公共土木施設等の状況
- (オ) ボランティアに関する状況
- (カ) 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- (キ) 被災者相談窓口の開設状況
- (ク) その他必要事項

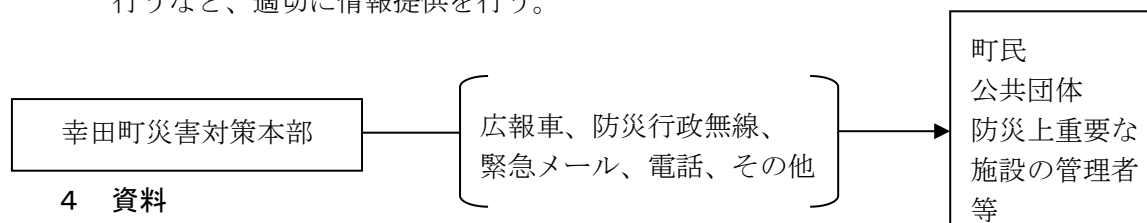
(2) 広報活動の実施方法

広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、防災行政無線、電子メール、地震防災信号、広報車又は自主防災組織等を通して次の伝達系統により行うものとする。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対しては、多言語、やさしい日本語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

また、各防災関係機関は、臨時広報誌等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Web サイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。



4 資料

- (1) 別紙様式8 災害概況即報（第1報）（様式集）

- (2) 別紙様式 9 災害発生直後の状況（様式集）
- (3) 別紙様式 10 災害発生状況等（速報・確定報告）（様式集）
- (4) 被害認定基準（資料編 第 8）
- (5) 別紙様式 11 人的被害（様式集）
- (6) 別紙様式 12 避難状況・救護所開設状況（様式集）
- (7) 別紙様式 13 公共施設被害（様式集）
- (8) 別紙様式 14 住家り災状況調査表（様式集）
- (9) 別紙様式 15 被害状況調査表（様式集）

第4章 応援協力・派遣要請

町は、県が締結した「広域応援協定」等に則り、県に協力又は要請を行う。

第1節 応援協力【防災安全課／予防防災課／消防署】

1 町における措置

(1) 応援協力関係

ア 町長は、現有消防力をもってしても、火災の鎮圧が困難な場合、他市町村へ応援を要請する。また、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。

イ 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、町長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

エ 町長は、県の防災ヘリコプターによる活動が必要と判断したときには、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づき消防支援活動を要請する。

オ 他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

カ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

町長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。

2 防災関係機関における措置

(1) 派遣要請

ア 県職員の派遣要請

(i) 県への資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料、又は調査の成果を相互に交換するとともに、知事及び地方行政機関の長に、災害応急対策に必要な職員、並びに災害救助対策の実施に必要な派遣の措置が講じられるように関係資料を提供しておく。

(ii) 県職員の派遣要請要領

災害派遣措置及び災害救助法対策に必要があると認められるときは、知事に次の事項を示して要請する。

- a 応援の範囲又は区域
- b 担当業務
- c 応援の方法

(9) 経費の負担

県から、町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に定める方法による。

イ 市町村相互間の応援

(7) 協定の締結

町にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村に応援を求める場合は、あらかじめ相互に応援協定を締結する。

なお、大規模災害を想定した場合には、周辺市町村においても同等の被害の発生が考えられるため、遠方の自治体との相互応援協力体制を確立する。

【協定市町】

・長野県上伊那郡箕輪町	平成24年5月21日	締結
・岩手県西磐井郡平泉町	平成24年7月12日	締結
・岩手県気仙郡住田町	平成24年7月13日	締結
・東京都立川市	平成24年7月17日	締結
・西三河9市	平成25年7月3日	締結
・蒲郡市	平成31年2月20日	締結
・長崎県島原市	令和2年7月31日	締結
・奈良県生駒郡安堵町	令和2年10月20日	締結
・石川県河北郡内灘町	令和4年2月3日	締結

(4) 知事による派遣のあっ旋

市町村の要請により、知事は市町村の応急措置を的確かつ円滑に実施するため、特に必要があると認めるときには、他の市町村に対して応援すべきことを指示することができる。

この場合は、派遣のあっ旋を求める理由、派遣のあっ旋を求める職員の職種別人員数、派遣を必要とする期間、派遣される職員の給与その他の勤務条件、その他職員の派遣のあっ旋に必要な事項を文書にして知事に依頼する。

(9) 経費の負担

経費の負担は、県職員の例に準じる。

ウ 町と企業間の協力体制

町（消防機関を含む）と企業は、災害発生時における企業の消防機関に対する協力、危険区域の設定、危険標識の掲示等についてあらかじめ協議し、その内容、方法等を具体的に定めておく。

また、関連企業は、危険物施設の保安、緊急時の措置、資機材の整備及び相互応援体制の確立を図るため、共同して連絡協議会を設置し、これに町も加わり、あるいは主体となってその促進を図る。

なお、企業が保有する備蓄や資機材等は、災害発生時に状況に応じて活用できる可能性があることから、企業に対してアンケート調査等を行うことで、その保有状況と協力体制構築の可能性について

把握・確認する。

エ 災害ボランティア等との応援協定

災害応急対策及び復旧活動の支援要請先として、日本災害医療支援機構（JVMAT）をはじめとする特定非営利活動法人（NPO）や各種防災ボランティア団体との応援協定の締結に向けた検討を行う。

オ 資料

- (7) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）
- (4) 西三河地区消防相互応援協定（資料編 第9）
- (7) 蒲郡市・幸田町消防相互応援協定（資料編 第9）
- (5) 災害時における相互応援に関する協定（資料編 第9）

3 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、町は県及び防災関係機関と協力して政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、町の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

4 経費の負担

国、県又は他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

第2節 応援部隊等による広域応援等【予防防災課／消防署】

1 町の措置（緊急消防援助隊等）

- (1) 市町村相互応援協定
災害時における相互応援に関する協定に基づく活動が、迅速かつ的確に実施できるよう努める。
- (2) 広域消防相互応援協定
愛知県内広域消防相互応援協定、西三河地区消防相互応援協定、蒲郡市・幸田町消防相互応援協定に基づく消防応援活動が、迅速かつ的確に実施できるよう努める。
- (3) 緊急消防援助隊等の応援要請
 - ア 町長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。
 - イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
 - ウ 消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。
 - エ 緊急消防援助隊登録車両等を順次更新し、機能向上、充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて活動能力の向上に努めるものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣【防災安全課】

災害に際して必要な応急対策を実施するため、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の派遣を必要とする場合における手続等は次のとおりである。

1 町又は関係機関における措置

- (1) 災害派遣要請
自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事に依頼し、知事から文書をもって自衛隊に要請する。
- ア 災害派遣要請基準
天災事変その他の災害に際して、人命又は財産を保護するための応急対策の実施が町において不可

能又は困難であり、自衛隊による活動が必要であると認められる場合に自衛隊の派遣を要請する。

イ 災害派遣措置

(7) 災害派遣要請手続き（知事による派遣要請）

自衛隊の派遣を要請する必要の事態が生じたときは、速やかに県西三河方面本部を通じて知事（災害派遣要請者）に対し依頼する。

この場合において、その旨及び町内の地域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。

ただし、緊急を要する場合、その他交通機関の途絶等やむを得ない理由により、文書にすることができない場合は電話その他の迅速な方法により連絡する。この場合でも事後速やかに文書を提出する。

また、知事に対し派遣要請の要求ができない場合には、災害派遣命令者に災害の状況を通知することができる。この場合により通知したときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

災害派遣要請者は、前述の自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けた場合、あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、震度状況、通信の状況等の全般状況から判断し、明らかに派遣要請の必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。

(4) 災害派遣措置に関する窓口

a 災害派遣要請の窓口（愛知県本庁及び主な地方機関）

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛知県防災安全局	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 961-2111 内線 2511
愛知県災害対策本部 災害情報センター	〒460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	(052) 971-7104～5
愛知県西三河方面本部	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(0564) 27-2793～5
愛知県西三河県民事務所	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	(0564) 23-1211

b 自衛隊の連絡窓口

機関連絡窓口	災害派遣命令者	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊 第10師団司令部 第3部防衛班	陸上自衛隊 第10師団長	〒463-8686 名古屋市守山区 守山 3-12-1	(052) 791-2191
陸上自衛隊 第6施設群 本部3科・防衛	陸上自衛隊 第6施設群長	〒442-8602 豊川市穂ノ原 1-1	(0533) 86-3151
海上自衛隊 横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室	海上自衛隊 横須賀地方総監	〒238-0046 神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目	(046) 822-3500
航空自衛隊小牧基地 第1輸送航空隊 防衛部運用班	航空自衛隊 小牧基地司令	〒485-8652 小牧市春日寺 1 丁 目 1 番地	(0568) 76-2191

(7) 派遣要請依頼書

派遣要請依頼書の様式は、別紙様式 17（様式集）のとおりである。

(8) 撤収要請要領

災害の救援活動が終了して自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧の段階に入った場合は、速やかに西三河方面本部を通じて知事に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

なお、撤収要請の様式は、別紙様式 18（様式集）のとおりである。

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときには、指定部隊等の長の職権で、自主的に部隊を派遣して人命救助活動等を実施できる（自衛隊の自主派遣）。このため、自衛隊の活動が必要と認められる場合であって、連絡網の途絶などによって知事に派遣要請できない時には、自衛隊に対して、知事に派遣要請できない旨並びに被害の状況を通知する。この場合、あくまで町長には自衛隊の災害派遣の要請権限はないので注意すること。

なお、自衛隊が自主派遣を判断するには、基本的には知事に行う派遣要請手続きに準ずる情報が必要となるため、(1)災害の状況及び派遣を要請する事由、(2)派遣を希望する期間、(3)派遣を希望する区域及び活動内容、(4)その他参考となるべき事項を情報として逐一通知することが望ましい。

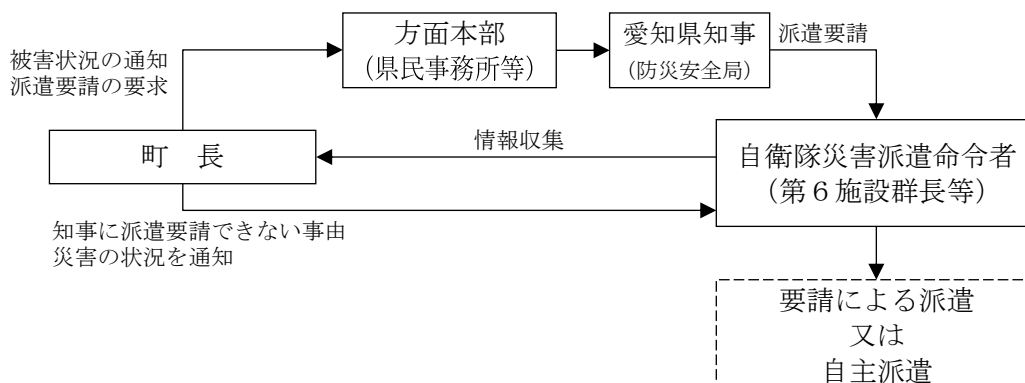
さらに、次のような情報提供を行うことで、自衛隊の自主派遣決定後の行動をより円滑に進めることができる。

- ア 詳細な災害状況（被害の具体的状況、死者・行方不明者数、見込み数など）
- イ 関係公共機関の活動状況（幸田町災害対策本部の活動、応援部隊の活動内容など）
- ウ 受入体制（自衛隊の集結場所、経路、ヘリポート位置など）
- エ その他（特殊技術の必要性、活動機材の存在など）

なお、情報の通知に関しては特に様式はない。

2 災害派遣要請等手続き系統

【自衛隊の災害派遣の流れ】



（注）町は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、県方面本部（県民事務所等）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

自衛隊の派遣が決定した場合、町長は次の点に留意して派遣部隊の活動が十分達成される

よう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡を密にするため、連絡職員を置く。また、自衛隊の連絡幹部とその補助員を幸田町災害対策本部に加える。

なお、自衛隊の活動に際しては、特に消防、警察との調整が必要となることが多いため、十分な協議ができるよう幸田町災害対策本部の体制を整える。

- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ア 自衛隊は派遣部隊の指揮所を設営するため、30 m²程度の部屋若しくは野営場所を幸田町災害対策本部に近い場所に用意する。なお、通常指揮官は幸田町災害対策本部には入らない。

イ 部隊の集結場所（車両の駐車、中隊の活動（炊事場所）などに必要）を用意する。

(7) 部隊の集結場所は、町民の避難場所と競合しない場所を用意する。

(i) 最大 150～200 人程度の派遣を想定すると、概ね 300m×300m程度の場所の確保が理想とされる。運動広場など派遣部隊の規模に応じて十分な活動が確保できるような集結場所を選定し提供する。

ウ 自衛隊の無線用アンテナの設置場所（役場屋上など）を提供する。

- (3) 自衛隊の災害派遣はあくまでも応急措置を行うものであって、本格的な復旧工事は行わないこと。

- (4) 自衛隊に依頼するのみでなく積極的に協力すること。

- (5) 派遣要請した現地には必ず工事責任者を立ち合わせ、作業に支障をきたさないよう自衛隊現地指揮官と協議決定すること。

- (6) 応急復旧に必要な機材等については町で準備し、自衛隊の活動が速やかに開始されるように留意すること。

- (7) 自衛隊のヘリコプターにおけるヘリポート等の準備は、第 3 編第 7 章第 3 節「緊急輸送手段の確保」を準用する。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む）及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 有料道路の通行料

- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入【防災安全課／福祉課】

大規模災害が発生した場合、平常時よりもはるかに大量かつ広範な各種救援要請が発生し、通常の行政システムや処理能力を質・量ともに超えることが予想される。この際には、公平行政と自由で多彩な対応をとることのできるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築きながら被災者を支援することが不可欠である。

そこで、被災地の速やかな自立や復興を進めるために、災害時に各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努める。

1 町及び社会福祉協議会における措置

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 町は、災害対策本部内に必要な資機材を確保し、災害ボランティア支援本部等の設置及び運営に関する協定書に基づき、社会福祉協議会と協力して、速やかに災害ボランティアセンターを福祉サービスセンターに設置するものとし、その他の候補地は次のとおりである。

・役場車庫棟1階

イ 社会福祉協議会は、「幸田町災害救援ボランティア支援本部・運営マニュアル」に基づき、町、社会福祉協議会、住民ボランティア（幸田町ボランティア連絡協議会、防災ボランティア幸田等）と連携のもと、ボランティアコーディネーターの支援を受けて災害ボランティアセンターを運営する。

ウ 町は、災害ボランティアセンターに職員を配置し、災害対策本部との必要な情報提供や資機材の提供等の支援を行う。

2 コーディネーターの役割

(1) 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。

(2) 県の広域ボランティア本部に派遣されたコーディネーターは、町の災害ボランティアセンターのボランティアの受入が円滑に行えるように、次のような支援を行う。

ア 幸田町災害対策本部やボランティア関係団体等を通じて得たボランティアへの支援要請の内容やボランティアの確保・あつ旋などの情報を提供する。

イ ボランティアの受入に必要な物資等の調整を行う。

ウ 協力団体やその他NPO・ボランティア関係団体等と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あつ旋を行う。

エ NPO・ボランティア関係団体等と連携し、必要なボランティアの確保・あつ旋を行う。

オ 必要に応じ、ボランティアの受入に関する情報を報道機関に提供する。

(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立を進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

町は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する

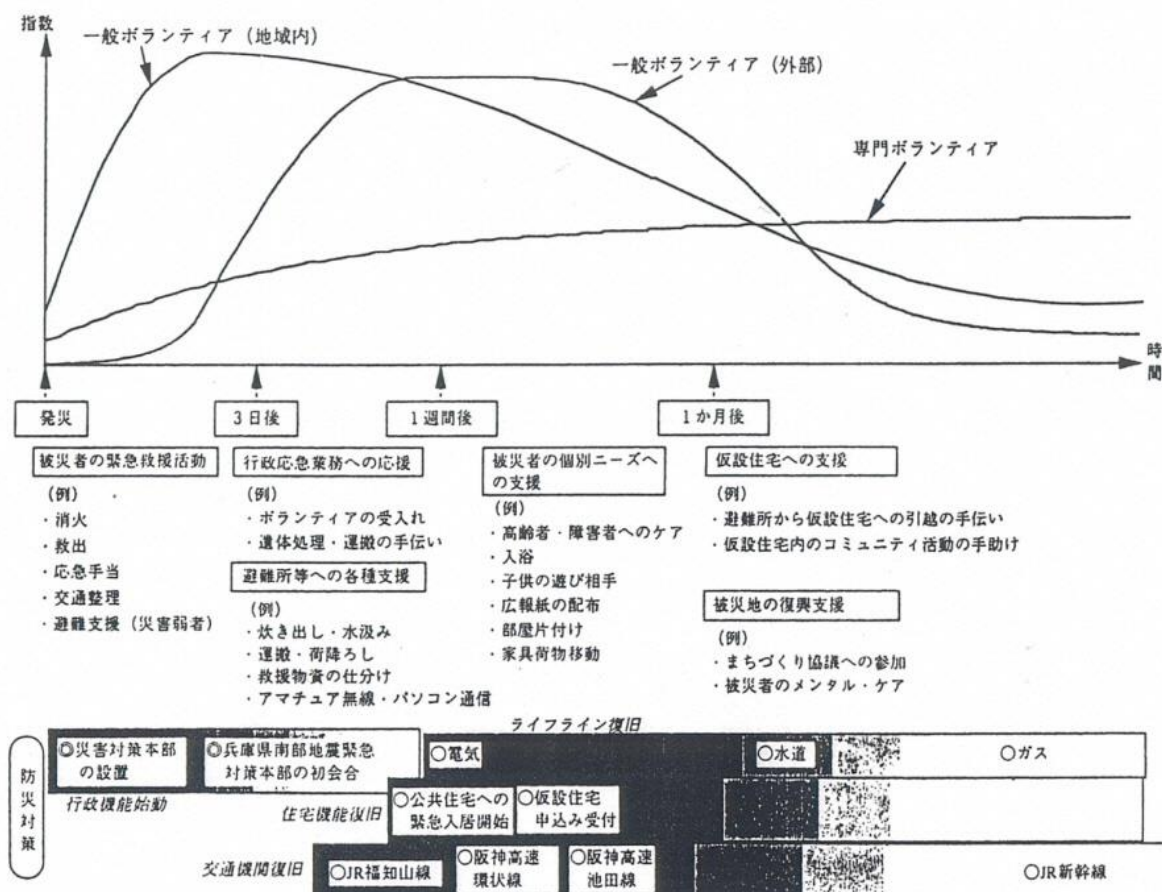
よう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

4 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

ボランティア団体は、概ね次の団体等が予想される（第2編 第1章「防災協働社会の形成促進」参照）。

- (1) 日本赤十字奉仕団（地域赤十字奉仕団、特別奉仕団）
- (2) 愛知県防災ボランティアグループ
- (3) 防災ボランティア幸田
- (4) 女性の会
- (5) 各種団体
- (6) 学校（高等学校、大学、高等技術専門学校）
- (7) その他有志者（他市町村からのボランティアなど）

別図1 ボランティア活動の推移イメージ（阪神・淡路大震災の参考事例）



資料：「災害時におけるボランティアの受入体制とネットワーク化に関する報告書」（愛知県）

第5節 防災活動拠点の確保【防災安全課／学校教育課／文化スポーツ課】

県、町は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点

について、関係機関との調整の上、確保を図る。

当該拠点は、町又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。

物資の輸送拠点について、県及び町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとし、備蓄倉庫やマンホールトイレ等の整備に努めるものとする。

第5章 救出・救助対策

町は、関係機関と協力して災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

救出にあたっては要配慮者を優先するとともに、発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を行う必要がある場合には、防災ヘリコプターを要請する。

第1節 救出・救助活動【防災安全課／予防防災課／消防署／庶務課】

1 町における措置

(1) 救出計画

災害のため生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対し、捜索又は救出して、その者を保護する措置をとる。

ア 対象者

災害が直接原因となって、生命が危険な状態であり早急に救出しなければ生命の安全が保障できないような状態である者。

イ 救出方法

(7) 救出を必要とする事態が発生したときには、直ちに県等関係防災機関に連絡し、速やかに救助活動に取りかかる。被災者の救出は、消防署・消防団を主体とした警防班により実施する。

(4) 二次災害が予想される場合には、幸田町災害対策本部の指示に従い行動する。

(7) 被災者が多数で、町自身で救出活動が困難な場合には、県又は他市町村へ、救出の実施、これに要する要員及び資機材の応援を要請する。

(4) 被害がさらに甚大な場合には、県を通じて自衛隊に救出実施の派遣要請を行う。なお、自衛隊への派遣要請は県が行うこととなっているが、被害状況は逐次自衛隊に報告しておくことが望ましい。

ウ 救助組織の充実

(7) 消防署・消防団、県警察、県・他市町村との間で、救助体制の確立を行う。

(4) 事業所の自衛消防隊や町民の自主防災組織による災害救助活動が効果的に行われるよう平時からの訓練を行う。また、自主防災組織の資機材の充実にも努力する。

エ 救出期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から3日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。なお、4日目以後は、原則として遺体の捜索として扱う。

オ 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

(7) 救助実施記録日計票

(4) 被災者救出状況記録簿

(7) 被災者救出用機材器具燃料物資受払簿

(4) 被災者救出用関係支払証拠書類

(2) 応援協力関係

ア 救出の実施が困難な場合、県・他市町村等へ応援を要請する。また、広域的な消防部

隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、要請を行う。

イ 他の市町村又は他の機関から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、「1 町における措置」は県が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 資料

- (1) 救出用資機材
- (2) 救急車（資料編 第2.8.(1)）
- (3) 救急病院（資料編 第2.8.(2)）
- (4) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第2節 防災ヘリコプターの活用【予防防災課／消防署】

1 県及び名古屋市（消防航空隊）における措置

(1) 活動内容

ヘリコプターの特性を十分に活用でき、その必要性が認められる次のような内容の活動を行う。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急・救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2 町等における措置

(1) 出動要請

ア 次の要件に該当する場合、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請をすることができる。

- (ア) 災害が隣接市に拡大し、又はその恐れがある場合
- (イ) 町の消防力によっては防衛が著しく困難な場合
- (ウ) その他救急救助活動等において防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- (ア) 災害の種別
- (イ) 災害の発生場所
- (ウ) 災害発生現場の気象状態
- (エ) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (オ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段

(ハ) 応援に要する資機材の品目及び数

(ニ) その他必要な事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

名古屋市消防航空隊 8:45～17:30 電話 0568-54-1190 FAX 0568-28-0721

17:30～ 8:45 電話 052-961-0119 FAX 052-953-0119

エ この項に定めるもののほか、防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」の定めるところによる。

3 資料

愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（資料編 第9）

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努める。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い、迅速に感染症流行の未然防止に万全を期する。

第1節 医療救護【健康課／保険医療課】

1 町の措置

町は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療の途を失った場合には応急的に医療を施し、被災者を保護する措置をとる。幸田町災害対策本部の決定により救護所を設置し、必要に応じて岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、町内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。

また、幸田町災害対策本部に町内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、必要に応じて医療チーム等の派遣や医薬品の供給等の支援を要請する。

(1) 医療等の対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 医療等の範囲

ア 診察

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術、その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への搬送

オ 看護

(3) 医療の方法

ア 救護班による医療

(イ) 医療は原則として救護班が行い、救護班の編成は救護班編成（資料編第2.8.(3)）のとおりとする。関係スタッフは幸田町保健センターに参集する。

(ロ) 救護班による医療活動の開始を待つことのできない場合は、最寄りの受診可能な一般診療機関において治療する。

(ハ) 被害が大きくて現地救護班により救護が困難な場合は、県災害対策本部にDMATの派遣を要請する。

イ 医療機関等による医療

救護班による救護ができない者、又は救護班による救護が適当でない者は災害拠点病院に搬送し、医療を行う。

ウ 救護所の設置

災害の規模及び態様に応じ救護班は、救護所に指定してある1か所（幸田中学校）に必要な応じて救護所を開設する。また、必要に応じて巡回救護を行う。

エ 県への報告

災害救助法が適用された場合は、医療を行った人員を県に報告する。

(4) 医療の期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から 14 日以内とする。これにより難い場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて期間の延長をする。

(5) 助産の対象者（災害救助法適用時）

災害のため、助産の途を失った者で、災害発生の日以前又は以後 7 日以内に分べんした者。

(6) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前、分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(7) 助産の方法

ア 助産機関による助産

イ 災害救助法が適用された場合は、助産を行った人員を県に報告する。

(8) 助産の期間（災害救助法適用時）

分べんした日から 7 日以内とする。これにより難い場合は、知事を通じて内閣総理大臣の承認を受けて期間の延長をする。

(9) 調達資材の在庫場所等

調達資材の在庫場所、品名、数量は、資料編 第 3.4 のとおり。

(10) 整備保存すべき帳簿

ア 災害時の医療救護に関する協定書内様式等

イ 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

ウ 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類

エ 助産台帳

(11) 資料

ア 医薬品その他衛生材料（資料編 第 3.4）

イ 救急病院（資料編 第 2.8.(2)）

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第 2 節 防疫・保健衛生【人事秘書課／こども課／健康課／環境課／水道課／学校教育課】

生活環境の悪化した被災地において、被災者等が疾病にかかることのないよう、防疫、保健衛生活動を実施する。

1 町における措置

(1) 実施者及び実施方法

ア 検病及び健康診断

町は保健所の協力を得て検病調査、健康診断を実施する。

イ 疫 病

(7) 防疫組織

患者等が発生し、又は県防疫対策本部からその恐れのある旨の通報を受けた時は、直ちに幸田町防疫対策本部を設置し、防疫活動に入る。

(4) 患者搬送の措置及び施設

患者は原則として感染症指定医療機関に搬送する。施設の対応能力等において困難な場合には保健所に連絡し委託搬送する。

(7) 防疫活動

避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

ウ 清掃及び消毒

知事の指示に基づき、町職員及び臨時に雇い上げた作業員により作業班を編成し、清掃及び消毒を実施する。班編成は1班7人編成を基準とする。

(7) 知事の指示に基づき道路、溝渠、公園等の公共場所を中心に実施する。

(4) 「感染症法施行規則」(平成10年 厚生省令第99号)第14条に定めるところにより実施する。

(7) 実施回数は原則として床上浸水地域3回、床下浸水地域は2回とする。

(4) 床上浸水地域及び床下浸水地域に対しては、被害の直後保健推進員の協力によりクレゾール及び石灰等を配布して消毒及び生野菜の消毒を行う。

エ ねずみ族、こん虫等の駆除

(7) 知事が定めた地域では、上記作業班が消毒を実施する際に併せて実施する。

(4) 実施要領は「感染症法施行規則」(平成10年 厚生省令第99号)第15条に定めるところによる。

(7) こん虫の駆除を実施する場合は、家屋内外及び汚物の堆積地帯にスミチオン粉剤を使用し、殺虫剤としてオルソジクロールベンゾール剤などを用いる。

オ 生活用水の供給

(7) 知事の指示に基づき生活用水の停止期間中、生活用水の供給を行う。

(4) 生活用水の供給量は1人1日当たり約20ℓを標準とする。

(本節第7.2に記したように、発災直後は飲料水用として1人1日当たり3ℓの給水为目标とし、時間の経過とともに、調理、洗濯・掃除、洗面・トイレ等に必要な生活用水の給水を行う。この場合の目標給水量を1人1日当たり約20ℓとする。)

(7) 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

カ 患者等に対する処置

(7) 被災地域において、感染症患者若しくは保菌者が発生したときは西尾保健所に連絡して患者搬送を依頼し、隔離搬送の措置を取る。

(4) やむを得ない理由によって隔離施設への搬送措置を取ることができない保菌者に対

しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

キ 避難所の防疫指導等

- (7) 避難所の管理者を通じて避難者において衛生に関する自治組織をつくるよう指導する。
- (8) 避難者に対しては、1日1回の検病調査を実施する。
- (9) 衣服の消毒、環境の清掃、消毒、手洗の励行等について十分指導する。
- (10) 給食従事者は健康診断を終了したものを充て、できるだけ専従とする。
- (11) 飲料水等については、保健所等において水質検査を実施するとともに使用の都度消毒するよう指導する。

ク 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずべき必要がある場合は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を知事の指示により実施する。

ケ 衛生教育及び広報活動

- (7) リーフレット、ポスター等により災害時における感染症予防に関する注意事項を周知させる。
- (8) 被災者に接するあらゆる機会をとらえて衛生指導を行う。

コ その他必要とする事項

町長は、その機能を最大限に活用して災害防疫活動を実施するが、なお人員、機材等に不足を生ずる場合は、県の防疫員、自衛隊等の派遣を要請する。

(2) 栄養指導等

ア 町は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

イ 町は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

(3) 健康管理

必要に応じ、避難所等に保健師、管理栄養士、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や食生活の支援・相談、口腔ケアを行うとともに、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等による巡回健康相談を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

(4) 健康支援と心のケア

ア 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避

難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、町民の健康状態の把握と対応を行う。

イ 長期避難者等への健康支援

避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすい。そのため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、町民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

ウ 子どもたちへの健康支援活動

学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。また、児童相談センターでも相談窓口を設置する。

エ 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

(5) 避難所の生活衛生管理

町は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

(6) 動物の保護

被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。

また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

(7) 応援協力関係

ア 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を行う。

イ 町は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

ウ 他の市町村又は他の機関から応援の要請を受けたときは、これに積極的に協力する。

エ 町は、保健活動により、心のケアが必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

緊急輸送道路の復旧等を他の道路に優先して実施する。

町は、県及び関係機関と協力して応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保する。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道、港湾、空港等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

第1節 道路交通規制等【防災安全課／土木課】

1 県警察における措置

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

分類	態様
緊急通行車両	・緊急自動車 ・緊急自動車の他、災害応急対策に使用される車両
規制除外車両	・災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの ・上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

分類		態様
初動対応	交通情報の収集	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。 ・道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者等と連携し、道路情報の収集を行う。
	緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整	・法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。 - なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への

	車両の流入抑制を行う。
第一局面（大災害発生直後）	・緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。 ・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。 なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。
第二局面（交通容量は十分でないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）	第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

(4) 強制排除措置

- ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。
- イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。
- エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

- ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。
- イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。
- ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。
- エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 町における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
- (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保
 - ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
 - イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
 - ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
 - エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。

第2節 道路施設対策【土木課】

災害時において、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であることから、町は交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施又は協力するとともに、輸送機能の確保に努める。

1 道路管理者（町、中部地方整備局、愛知県）における措置

(1) 施設の応急措置

道路、橋梁の応急措置としてはその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の仮工事により一応の交通の確保を図る。

応急工事の順位としては救助活動のための道路及び災害応急活動を実施するための道路橋梁から重点的に実施する。

2 町における措置

(1) 応援協力関係

町長は、道路等被害の応急工事を実施することが困難な場合には、県へ要員の確保について応援を要請する。

なお、県警本部長と社団法人愛知県警備業協会長との間で「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」が締結されており、大規模な災害が発生し、県警本部長からの要請があった場合は、同協会が緊急交通路の確保のための交通誘導活動を行う。

第3節 緊急輸送手段の確保【財政課／防災安全課／予防防災課】

1 町における措置

(1) 車両の確保

町及び関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、不足車両は運送関係業者等の保有する車両等を借上げることで緊急輸送体制を確保する。さらに不足する場合は、県又は他の市町村の応援を求める。

また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請する。

ア 確保順位

- (7) 町所有の車両等（企画部（財政課）により配車計画を行う）
- (4) 公共団体の車両の借上げ等
- (7) 輸送業者所有の車両の借上げ等
- (1) 自家用車両の借上げ等

イ 配車措置

各部は、自動車等による輸送が必要となったときは、企画部（財政課）に次の事項を明示して配車を要請する。

- (7) 輸送の目的
- (4) 輸送の区間及び期間
- (7) 輸送量及び日時

ウ 輸送の期間

各救助の実施期間中。

エ 費用

- (7) 官公署、その他公共機関からの借上げ
特に定めがない限り無償とする。
- (4) 輸送業者からの借上げ
包括的な輸送経費による委託（倉出し料、積載賃金職員賃等含む）
- (7) 自家用車両の借上げ
輸送業者と同様に 1 日当たりの借上料とする。ただし、輸送業者より低い料金にとどめる。

オ 整備すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次の通り。

- (7) 輸送記録簿
- (4) 輸送関係支払証拠書類（燃料、修繕、使用料等）

(2) 緊急通行車両の確認申出

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会は、災害が発生した場合又は災害が発生する恐れがある場合、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区域又は区間を指定して、緊急輸送を行う緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限を行うことができるとしている。

また一方で、災害対策基本法施行令第33条第1項、第2項及び第3項の規定により、都道府県知事又は公安委員会は、緊急通行車両の使用者の申出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うこととしており、確認を行ったときは、当該車両の使用者に対し、当該確認に係る緊急通行車両標章及び緊急通行車両等確認証明書（以下「標章等」という）を交付するものとしている。そのため、町長は、同法施行令第33条に規定する緊急通行車両の確認申出を実施する。

ア 確認申出の対象車両

法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画のある車両で、前記「(1) 車両の確保」で調達される車両。

イ 確認申出の手続き

災害発生前は、岡崎警察署交通課に、災害発生後は、西三河県民事務所に、次の書類を提出する。

(7) 緊急通行車両確認申出書（災害対策基本法施行規則別記様式第3）

(4) 添付書類

① 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

② 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類

・地域防災計画の抜粋

・協定書の写し

・当該事業者を災害応急対策等に従事させることを証した書類等

③ 災害応急対策等を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足りる書類（災害応急対策等に使用する車両のリストや当該車両を災害応急対策等を使用することを証した書類）

ウ 標章等の交付及び返納

県又は公安委員会から標章等の交付を受ける。なお、標章等の交付を受けた車両が緊急通行車両に該当しなくなった時、有効期限が到来した時には、速やかに標章等を返納しなければならない。

2 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送は、次の範囲とする。

(1) 被災者を避難させるための移送

町長、警察官等避難指示者の指示に基づく長距離避難のための移送

(2) 医療及び助産のための移送

重傷患者で救護班により処置できないもの等の移送及び救護班の仮設する診療所への患者移送あるいは医療関係者の移送等

(3) 被災者救出のための移送

救出のために必要な人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送

(4) 飲料水供給のための輸送等

飲料水供給のための輸送等、飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水器、その他機械器具資材の輸送

(5) 救助用物資の輸送

被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品、炊出し用食料、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送

(6) 遺体捜索のための輸送

遺体処理のための医療員、衛生材料等の輸送及び遺体を移動させるために必要な人員、遺体移送

3 防災ヘリコプターの活用

災害輸送は、自動車輸送を原則とする。ただし、自動車輸送ができない場合で、特に緊急を要するものは、県に要請して空中輸送を行う。

(1) ヘリポート

ヘリコプターによる輸送を受入れる場合は、次の事項について準備する。

ア 事前の準備

- (7) ヘリポート用地として、下記の基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施する。
- (8) ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺 1 万分の 1 程度のもの）を提供する。
- (9) 夜間等の輸送に備えて、ヘリコプター誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
- (10) ヘリコプターにて輸送する機関があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

イ 受入時の準備

離着陸地点には、下記基準の㊸記号を風と平行方向に標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

- (7) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- (8) 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- (9) ヘリポート付近の町民に対して、離着陸等について広報を実施する。
- (10) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し事前に自衛隊と調整を行う。
- (11) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

4 資料

- (1) 町有自動車（資料編 第 5.1）
- (2) 舟艇（資料編 第 5.2）
- (3) ヘリポート可能箇所（資料編 第 5.3）
- (4) ヘリポートの㊸記号の基準及び吹き流しの基準（資料編 第 5.4）
- (5) ヘリポート可能箇所の選定基準（資料編 第 5.5）

第8章 水害防除対策

洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

第1節 水防【防災安全課／土木課／庶務課／消防署】

(水防活動)

1 水防管理者、ダム・ため池・水門・こう門等の管理者、河川管理者及びため池管理者における措置

(1) 水防警報

国土交通大臣又は知事が水防法に基づき行う水防警報の対象河川等は町内には存在しないが、次の基準に基づき町独自の警報を定め水防活動を行う。

なお、水防法に基づく水防警報は、町長には発令の権限がないことに留意すること。

ア 水防警報を行う河川

河 川 名	区 域	
	起 点	終 点
拾 石 川	幸田町大字深溝字川原	蒲郡市境
広 田 川	前野川合流点	岡崎市境
相 見 川	幸田町大字長嶺字新池下	広田川合流点
尾 浜 川	光明寺川合流点	広田川合流点
須 美 川	北入川合流点	西尾市境
柳 川	幸田町大字坂崎字荒子	広田川合流点

イ 水防警報発令の基準

水防警報は水位が警戒水位に達するか、警戒水位を超える恐れのあるとき。

ウ 水防警報の段階

水防警報の発令の段階は出動準備及び出動の2段階とする。発令者は町長とし、受報者は分団長とする。

エ 水防標識と水防信号

水防標識については、資料編を参照するものとし、水防信号については、以下のとおりとする。

種 別	打 鐘	余いん防止サイレン信号
出 動	・ ― ・ ― ・ ― ・ ― ・ (3 点)	約 5 秒 — — — — (約 6 秒)
招 集	・ ― ・ ― ・ ― ・ ― ・ (5 点)	約 3 秒 — — — — (約 2 秒)

オ 警戒体制（非常配備体制）をとる場合の基準雨量

	前日までの連続雨量 が 100 mm以上あった 場合	前日までの連続雨量 が 40～100 mmあった 場合	前日までの降雨がな い場合
第1警戒体制 ＝第2－2非常配備	当日の日雨量が 50 mm を超えたとき	当日の日雨量が 80 mm を超えたとき	当日の日雨量が 100 mmを超えたとき
第2警戒体制 ＝第2－3非常配備	上記の状況に加え時間雨量 50 mm程度の強い雨が降り始めたとき		

ただし、降雪、融雪時並びに地震、土砂災害等発生時は別途考慮する。

2 応援協力関係

(1) 水防関係

ア 水防活動の実施が困難な場合、他の市町村へ水防活動の実施のための要員、資機材の確保又は、県への資機材の確保につき応援を要請する。

なお、広域的な応援要請を行う必要が生じた場合、町長は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。

イ 水防のため必要があると認めたとき、県警察及び自衛隊へ出動の要請を行う。

ウ 他の市町村又は他の機関より応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

3 水防計画

(1) 消防署及び消防団の出動

名古屋地方気象台が気象業務法に基づき発する気象注意報、気象警報、並びに水位観測員の水位の通報を受けたとき、次に示す基準により消防署及び消防団に出動準備又は出動の指令を出す。

ア 出動準備

(7) 警戒流量（水位）に達する恐れがあるとき。

(4) 豪雨により破堤、漏水、がけ崩れ等の恐れがあり、その他水防上必要と認められるとき。

(7) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。

イ 出動

(7) 警戒水位、流量に達したとき、ため池に危険の恐れがあるとき。

(4) 台風が西三河地方又は近くを通過する恐れのあるとき。

(7) その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

(2) 監視及び警戒

ア 常時監視

河川監視カメラによって24時間体制で、水位の状況を監視し、水位が警戒水位に達する可能性が認められたときは、巡視員を現地に出向させ危険であると認められるときは、直ちに町長へ連絡する。

イ 非常警戒

水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳にし、特に重要な箇所を中心として堤防表側と天端と裏側の3班に分かれて巡視する。

特に、次の(3)及び(4)に注意し、異常を発見した場合は直ちに町長に連絡するとともに水防作業を開始する。

(3) ため池の措置

警戒水位以上に水位の上昇が予想されるときは、その危険性を確かめ、下流部の影響を考慮の上で適当な措置をとる。

(4) 水防活動上の心得

- ア 命令なくして部所を離れたり勝手な行動を取ってはならない。
- イ 作業中は私語を慎み終始敢闘精神をもって護り抜くこと。
- ウ 夜間など特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- エ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心掛けること。
- オ 洪水時、堤防に異常の起こる時期は滞水時間にもよるが、大体水位が最大の時又はその前後である。しかし、崖崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）ことから、洪水が最盛時を過ぎても完全に流下するまで警戒を解いてはならない。

4 資料

- (1) 通信施設・設備等（資料編 第2.6）
- (2) 水防施設・設備等（資料編 第2.7）
- (3) 予警報の地域細分及び予警報の種類と発表基準（資料編 第6）
- (4) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第2節 防災営農【防災安全課／産業振興課／土木課】

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を定める。

（農地及び農業用施設に対する応急措置）

1 町、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区における措置

(1) 農地

河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、排水ポンプによる湛水排除を行う。ポンプ排水を行うに当たっては、河川管理者等と事前協議を行う。

なお、町単独で排水作業を行うことが困難な場合には県へ応援を要請する。

(2) ため池

漏水、溢水を防止して堤防の決壊防止に努める。被災状況により応急工事を施行し、貯水に支障のないようにする。

(3) 用排水路

取水ゲート立切等の操作により断水あるいは通水に障害のないようにして水路の決壊防止に努める。また、通常の通水に支障のない程度の応急工事をを行う。

(4) 頭首工の保全措置

町、独立行政法人水資源機構中部支社及び土地改良区は、頭首工の保全についても必要な措置をとるとともに、決壊する恐れがある場合は、応急工事をを行う。

2 町及び農業協同組合における措置

(1) 災害対策技術の指導

被害の実態に即し必要な技術対策資料を作成配布、又は被害を最小限に止めるため、県農林水産事務所、農業協同組合等の指導協力を得て技術対策を行う。

ア 普通作物（主穀、野菜等）については、被害の実態に即した、必要な技術対策資料を作成配布し、普及員及び営農指導員らの指導関係者の協力のもとに現地指導を行う。

イ 永年作物にあつては、被害の状況に応じ、樹木の保全のための応急対策と対策資料を作成配布し、普及員及び営農指導員らの指導関係者の協力のもとに現地指導を行う。

ウ 被覆作物にあつては、被覆物の被害が大きく、被覆条件、作物の成育状況により、被害程度が異なるため、これらに対する技術対策資料の配布とともに、次の育苗等と併せた現地指導を行う。

エ 育苗対策

作物の生育過程によっては、次期作物の育苗を直ちに準備する必要があるため、共同育苗施設の活用、種子、幼苗確保など次の対策を講じる。

(7) 米、麦・国民食料の主穀を確保するため、米、麦種子については、各生産者においても災害応急用として確保するよう指導するとともに、万一の場合は、カントリー・エレベーター保管粒の放出も求め、播種再生産の努力を重ねる。

(4) 野菜類・農業協同組合において、代作用種子の確保に努め、災害後の早期供給ができるよう指導する。

オ 病虫害防除

作物により災害の成育阻害が原因となつて、病虫害の発生及び蔓延をきたすことが多いため、これら対策についても、技術指導に十分留意して指導を行うとともに、農業協同組合において防除器具・薬剤等のあつ旋ができるよう措置する。

3 町及び畜産関係団体における措置

(1) 家畜の防除と畜舎の消毒

家畜、畜舎は、感染症等の発生に備え、愛知県西三河家畜保健衛生所並びに畜産関係団体の協力のもとに、防疫のための予防措置を講じる。状況に応じて開業獣医に委嘱し、補助員として畜産組合に協力を求める。

また、畜舎の消毒について、飼養者に徹底するよう指導する。

このため必要なワクチン等について家畜保健衛生所と一体となつた準備手配を、関係団体はもとより、飼育農家にも消毒薬品は平常から準備を求め、浸水等の長期化にも備えるよう指導する。

(2) 病傷対策と管理指導

家畜の病傷対策と感染症等の発生に備え、関係獣医師を動員して実施するとともに、畜舎の応急復旧、屋外飼育も考慮した飼育管理技術の指導を進め、畜産物の生産維持を図るよう対策を講じる。

生産された畜産物の販売体制が災害によって至難となる事態があれば、当該団体と協議し、販売体制の整備に努める。

(3) 飼料の需給

ア 農業関係団体と協力し、農協、飼料販売店の在庫量を調査検討し、必要量の確保、供

給を県災害対策本部とも協力して、対策の確立を図る。

イ 農業関係団体と協力し、わら、その他飼養管理に自給できる資材は、畜産農家以外の協力を求めて調達を図る。

4 町及び森林組合における措置

町の森林は経済的機能とともに、水源かん養や土砂流出防備林として自然環境保全に大きな役割を果たしている。森林・林産物の災害については、予防措置の確立はもとより、風倒木の切り出し、土砂流出防備としての役割維持を可能とする対策を講じる。

(1) 風倒木の処理

風倒木の円滑な搬出等について、木材組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(2) 森林病虫害等の防除

森林病虫害等を防除するため、木材組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

町は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努め、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制の整備を推進する。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図る。

第1節 避難所の開設・運営【防災安全課／こども課】

1 町における措置

(1) 避難所の開設

町は、災害のため避難した居住者や滞在者、被災した町民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用のテントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「幸田町避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図るものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

ア 避難所の設置を行う実施責任者

町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長が行う。

イ 対象者

- (7) 災害によって現に被害を受けた者
- (4) 災害によって現に被害を受ける恐れのある者

ウ 避難所設置の方法

(7) 避難所の開設方法

- a 幸田町災害対策本部が開設され、避難所が必要となったときには、避難所開設に必要な職員を派遣する。なお、大規模災害によって避難所の開設が極めて多くなる場合には、基幹的避難所に職員を派遣し、その他の避難所は自主防災組織等地域の町民による自主的な開設を依頼する。
- b 幸田町災害対策本部から、避難情報が発令された場合には、各避難所毎に担当責任者を定める。
- c 避難所の開設に必要な作業は、担当責任者の指示の下に、可能な限り労力奉仕を得て実施する。野外仮設物の設置、要配慮者の避難など特別に労力を必要とするときには、幸田町災害対策本部に連絡を取り必要な措置を講じる。

なお、避難所を開設したときは町民に周知徹底を図るとともに、県に報告する。

(4) 避難場所、避難所の表示

避難場所、避難所の位置を町民に徹底させるため、広報伝達するとともに所要の箇所に標識を設ける。標識の規格は資料編第2.9.(2)のとおり。

(2) 避難所の運営

ア 避難所の管理

避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため避難所には、担当責任者（幸田町災害対策本部からの職員若しくは施設管理者等）を配置するとともに、避難所の運営に当たっては、次の点に留意する。

(7) 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

県や町が作成した避難所運営マニュアルに基づき、避難所の円滑な運営を図る。

(4) 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、対応能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(9) 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずる。

(2) 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

(4) 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 避難者への情報提供

常に幸田町災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等への情報提供方法について、「幸田町避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

(4) 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。なお、必要に応

じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行う。

(7) 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとる。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「幸田町避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

(8) 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

(9) 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

(10) ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(11) 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

町は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、県が県内の生活衛生同業組合と締結した「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努める。

(12) 感染症対策

町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と健康課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

イ 避難所の利用条件

避難所の利用に際しては、下記の利用条件に基づき、施設管理者又は施設所有者との間に利用の承諾を受けておく。

なお、避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、男女のニーズの違いや避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

《施設の利用条件》

- (7) 緊急避難所として周辺の町民の利用に供するため、建物にあっては、敷物、寝具、身の回り品の持ち込みを認め、生活施設の利用可能なものの使用を認める。広場などにあってはテントなど簡易な除雨施設の設置を認め暫定的な生活を可能とする施設の設置及び既存施設の修復利用を認める。
- (4) 緊急避難所の利用期間は、被災発生後原則7日間とし、この期間以上に及ぶ場合は、その時点で協議了解を求めることとする。
- (9) 施設の利用は、施設提供者の復旧業務に支障を与えない範囲で認め、詳細な点についてはその都度協議了解を求める。
- (5) 避難所施設として利用した期間内における燃料、消耗部品等の費用は原則として町の負担とする。
- (4) 利用期間が満了した場合は、施設提供前に原型復旧して返還する。
- (4) この承諾により周辺町民に周知するための標識及び広報活動で明示することを認める。
- (4) この承諾の期間は、町が必要とする期間とし、利用に支障をきたす場合には文書による申出を行う。
- (4) この定めがない必要な条件は、双方が誠意を持って協議了承のうえ定める。
- (7) 避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった在宅避難者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

《避難者の遵守事項》

- (2) 避難者の中で連絡係、責任者の選任を行い、自主管理組織を確立する。
- (4) 生活秩序を正しく保持するとともに、施設の利用に当たっては、善良な管理の立場を守り、機能の保持に努める。
- (2) 災害情報、応急対策状況は、必要の都度、派遣責任者を通じて、発表、伝達されるため、これらに対応する個人的措置も、自主組織と密接な連携のもとに行動する。
- (2) 避難者に実施される給水、給食等救援措置も、自主組織が協力し、不公平な問題点を生じないように努める。
- (2) 避難者の個別相談業務は、幸田町災害対策本部を通じて担当者が対応するが、重要業務に支障のないよう努める。
- (7) 自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。
- (7) 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。

ウ 避難所の管理事務

幸田町災害対策本部が定めた各避難所の担当責任者は、次の書類を整備して、必要の都度これを幸田町災害対策本部に掲示し、避難所閉鎖まで保管整備する。

- (7) 避難収容台帳
- (4) 避難所用物品受払簿

(7) 難所開設に要した支払及び物品受払証拠書類

エ 避難所が備えるべき設備

緊急時に有効と思われる設備には、次のようなものが考えられるが、これらについては平時から避難所等に備え付け利用できるよう整備しておくよう努める。

(7) 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等

(4) 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

(7) バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(3) 広域一時滞在に係る協議等

町は、災害が発生し、被災した住民の町域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

(4) 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長へ委任されることを想定しているため、直接の事務は町で行われる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

ア 避難所設置の費用

(7) 避難所設置費用の費目

避難所の設置、維持及び管理のために支出できる費目は次のとおり。

区 分	例 示
賃 金 職 員 等 雇 上 費	設置、維持、管理等の臨時職員の人件費
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除道具、石鹼等
建 物 器 物 等 使 用 謝 金	器具、建物の使用謝金又は借上料及び購入費
光 熱 水 費	公共施設は基本料金を除く額
仮設炊事場及び仮設 ト イ レ の 設 置 等	仮設の炊事場、トイレに要する板・クギ等、一括請負、臨時 電灯設置等（リース代含む）

(4) 避難所の設置報告及び収容状況報告

避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を知事に報告する。避難所毎の担当責任者から日報、通計報告を受け、幸田町災害対策本部にて集計し次の報告を速やかな方法で行う。

a 避難所開設の日時、場所

b 箇所数及び収容人員（避難所別）

c 開設期間の見込……原則 7 日間

イ 避難所開設の期間（災害救助法適用時）

災害発生の日から 7 日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

ウ 整備すべき帳簿

整備すべき帳簿は次のとおり。

(7) 避難者名簿

- (イ) 救助実施記録日計票
- (ロ) 物資受払簿
- (エ) 避難所設置及び収容状況
- (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (カ) 避難所設置に要した物品支払証拠書類

第2節 要配慮者支援対策【福祉課／企画政策課／防災安全課】

1 町における措置

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導
第2章第3節 住民等の避難誘導 4 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 参照
- (2) 避難行動要支援者の避難支援
第2章 第3節 住民等の避難誘導 5 避難行動要支援者の避難支援 参照
- (3) 障がい者に対する情報提供
障がい者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。
- (4) 緊急一時入所
施設や自宅の被災により福祉施設入所者や在宅介護者等の被災を免れた施設への緊急一時入所の便宜を図る。
- (5) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。
 - ア 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
 - イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
 - ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣
- (6) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保
町は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。
- (7) 福祉避難所の設置等
自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。
- (8) 福祉サービスの継続支援
福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援する。
- (9) 県に対する広域的な応援要請
町は、保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は県へ要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。。
なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 帰宅困難者対策【防災安全課／産業振興課】

1 町における措置

- (1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等町は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- (2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供
町は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。
- (3) その他帰宅困難者への広報
町は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。
- (4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策
町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業所や学校等における措置

事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意し、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水【防災安全課／水道課】

1 町における措置

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染され、現に飲用に適する水を得ることができない者に対して、最小限度の飲料水を供給し、被災者を保護する措置をとる。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

(2) 飲料水の供給方法

ア 飲料水の供給は給水班により行う。

イ 1人1日当り所要給水量は3～20ℓを基準とする。

(7) 発災直後の応急給水の目標としては、厚生労働省が定める1人当り1日3ℓ（主として飲料用）の確保を目標とする。

(4) 時間の経過とともに、調理、洗濯・掃除、洗面・トイレ等に必要の生活用水が必要となることから、1人当り1日20ℓの給水を目標とする。

(7) 供給の方法は給水車及び共同給水栓による。

(イ) 給水の配分は避難所、若しくは幸田町災害対策本部又は自主防災組織の長が指定する搬送に便の良い場所で行う。

2 非常用水源の確保

(1) 飲料水の水源は、浄水（配水池等）を原則として確保し、不足する場合は自家用井戸の転用・学校プール、町民プール、大井池の水をろ過滅菌して供給する。

(2) 大規模災害が発生した場合の非常用水源として、学校プール、町民プール、大井池を利用し、飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で浄化して応急給水するとともに、あらかじめ公的機関による水質検査を受けること。

3 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 給与のための費用

供給のため支出する費用は、ろ水機その他給水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品費及び資材費で町域内における通常の実費とする。

(2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(3) 災害報告

災害救助法の適用を受けて飲料水の供給を実施する場合は、供給を必要とする人員、供給人員、及び供給予定期間を県に報告する。

4 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材等受払簿
- (3) 飲料水供給記録簿
- (4) 支払関係証拠書類

第2節 食品の供給【防災安全課／こども課／健康課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

災害のため食料の配給、販売機構等が麻痺し、あるいは住家の被害等により自宅で炊事等ができず日常の食事に支障が起こった場合には、被災者に対して応急的な炊き出しを行い、また、住家に被害を受け一時縁故先へ避難するものに対して必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため、炊事のできない者

ウ 旅行者、一般家庭への来訪者、電車等の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者

エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、食料品を喪失し持ち合わせのない者

2 主食等の備蓄

(1) アルファ化米、乾パン等の食料は原則として町において調達する。

(2) 町において調達できない場合は、県に応急供給、調達あっ旋を要請する。

(3) 広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭においても1週間以上分の食糧を備蓄しておくことが必要である。

3 炊き出しその他による食品の供給

町は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

なお、備蓄物資、自ら調達した食品、下記(6)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

(1) 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

ア 第1段階 クラッカーなど

イ 第2段階 パン、おにぎり、弁当など

(2) 熱源の使用可能時には、簡単な料理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

(3) 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等について、「幸田町避難所運営マニュアル」を参考に配慮した食品供給をする。

- (4) 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(5) 県への報告

災害救助法に基づき食品の供給を行った場合には、次のことを県に報告する。

ア 炊き出し場所又は箇所数

イ 給与人数及び給食数

ウ 炊き出し予定期間

(6) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

4 米穀の原料調達

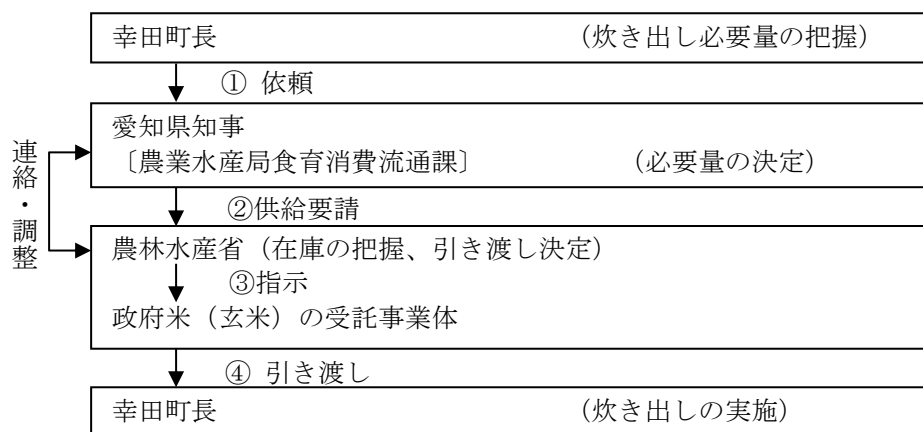
- (1) 町は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき実施する。

- (2) 町は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章 I 第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

- (3) 町長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

- (4) 市町村は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

<炊き出し用として米穀を確保する手続き図（災害救助法適用時）>



なお、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告する。

5 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務

については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 給与期間

炊き出し、その他による食品の給与期間は災害発生の日から7日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 給与のための費用

ア 炊き出し、その他による食品給与のため支出できる費用の限度額は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 炊き出しによる食品給与に支出できる費目は次のとおり。

主 食 費	調理済みの食品、パン、弁当や米穀などの原材料の購入費
副 食 費	
燃 料 費	品目、数量に限定はない。
雑 費	機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗器材費、包装紙類、はし、使い捨て食器等購入費

(3) 整備すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり

ア 救助記録日計票

イ 炊き出し給与状況

ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

6 資料

主食等の備蓄（資料編 第3.1）

第3節 生活必需品の供給【防災安全課／予防防災課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 町における措置

災害によって、住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手できない者に対して一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与し、応急的な保護の措置をとる。

(1) 対象者

次の2つの要件を満たす者

ア 住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた者

イ 生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与又は貸与の方法

配分計画表に基づき給与又は貸与を行う。

(3) 町は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された

物資から、状況に応じて被災者に供給する。

- (4) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

- (1) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難い場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

- (2) 費用

給与又は貸与したものに要した費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

- (3) 災害報告

災害救助法が適用された場合は、次のことを県に報告する。

ア 主たる品目別給与点数

イ 給与世帯数（被害区分別）

ウ 物資給与及び受領簿

- (4) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

ア 救助実施記録日計票

イ 物資受払簿

ウ 物資の給与状況

エ 物資購入関係支払証拠書類

オ 備蓄物資払出証拠書類

カ 物資購入（配分）計画表

3 資料

- (1) 生活必需品の備蓄（資料編 第3.2.(1)）

- (2) 生活物資供給業者（資料編 第3.2.(2)）

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

町は災害で流出した汚染物質等から生活環境を保全する。

災害発生時には、災害現場の混乱、人身の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪等の予防、警戒活動を推進する。

第1節 環境汚染防止対策【環境課】

1 町における措置

(1) 汚染防止対策

被災状況を勘案し、事業者に対して汚染物質の流出・拡散防止のための適切な措置を講じるように指導する。

(2) 環境調査

大気・水質に関するデータ収集並びに環境汚染モニタリングを行い、環境汚染の状況やその発生源を的確に把握する。

(3) 応援要請

激甚な大規模災害が発生した場合には、環境調査等に必要な人員・機材等の援助について県に応援を求める。

第2節 地域安全対策【防災安全課】

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予測されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒活動を推進する。

1 警察における措置

(1) 地域安全活動の強化

災害時の混乱を狙った悪質犯罪防止のため、県警察や防犯協会と緊密な連絡をとりながら防犯活動を展開し、生活必需物資、復旧資材等の盗難防止及び救援物資の配給等に関する混乱防止の警戒活動を実施する。また、食品、衣料等の生活必需品及び建築資材等の買い占め、売り惜しみ、暴利行為等の防止対策を早期に講じるとともに、防犯連絡所を拠点とした地域安全活動を強化、促進する。

2 町における措置

(1) 応援協力関係

県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

なお、愛知県警本部長（以下「県警本部長」という）と一般社団法人愛知県警備業協会長との間で、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」が締結されており、大規模な災害が発生し、県警本部長からの要請があった場合は、同協会が被災地、避難所の警戒活動を行うことがある。

第12章 遺体の取扱い

町は、周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者を速やかに捜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の捜索

1 警察、町における措置

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の情勢からみてすでに死亡していると推定される者に対して、遺体の捜索の措置をとる。

(1) 捜査の対象者

災害のため行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

(2) 捜索の方法

関係警察と緊密に連絡をとり実施する。

(3) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(4) 応援要請

町での遺体の捜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難い場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 費用

遺体の捜索のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 災害報告

捜索に要する人数を県に報告する。

(4) 応援の要請

町単独での対応が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の捜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材については応援を要請する。

(5) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料物資受払簿
- ウ 遺体の捜索状況記録簿
- エ 遺体捜索用関係支払証拠書類

第2節 遺体の処理【住民課／環境課】

1 町における措置

(1) 遺体処理の内容及び方法

災害により死亡した者のうち、身元不明者又は遺族などが遺体の確認をできないものについて、次の範囲において行う。

ア 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元鑑別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬できない場合等においては、遺体安置所を設置するとともに、必要な機材を調達し、埋火葬の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努める。

イ 遺体の検視（調査）及び検案

警察官の遺体の検視（調査）を得るとともに、医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。

ウ 遺体の洗浄等

検視（調査）及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

エ 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。身元が判明し、引き取り人がある時は、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

オ 応援要請

町での遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長をする。

(2) 費用

遺体の処理のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理費支払関係証拠書類

第3節 遺体の埋火葬【環境課／住民課】

1 町における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

町は、死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の輸送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

町は、速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要請

町は、町での遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要請する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 埋火葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。これにより難い場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 費用

埋火葬のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定めるところによる。

(3) 整備保存すべき帳簿

整備保存すべき帳簿は次のとおり。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋火葬台帳
- ウ 埋火葬費支出関係証拠書類

第13章 ライフライン施設等の応急対策

町は、水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合、町民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため送水及び配水施設の十分な機能を確保する。

また、下水管渠、ポンプ場等の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、町民生活に多大な影響を及ぼすほか衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧に努める。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 上水道施設対策【水道課】

1 水道事業者（県及び町）における措置

(1) 災害対策

災害から設備を防護し、被害の発生に際しては飲料水の供給確保を図るため、次の対策を実施する。

- ア 停電のための給水不能を予想した、自家発電装置の設置
- イ 応急復旧等緊急資材の備蓄
- ウ 水道災害相互応援に関する覚書に基づく応援活動
- エ 応急給水の拠点整備と輸送の確保

(2) 応急給水

水道施設が被災して給水機能を継続できなくなった場合は、必要最小限の飲料水を応急給水するとともに、被害施設の早期復旧に努める。

被害施設を短期間に復旧するため、配水場から主要給水地点に至る送配水幹線を最優先して復旧を進める。

また、愛知県水道用水供給事業者及び隣接水道事業者の送・配水管等と相互に連絡するなどして、早期部分給水についても配慮する。

(3) 支援体制の確保

非常時に備え、幸田町上下水道指定工事店協同組合の協力を得て、災害時の緊急体制を整備しておく。

(4) 応急資機材の確保

- ア 応急修理に充てるための資材は、台帳を整備し常に保有する。
- イ 応急に飲料水を供給するための機材を保有する。

(5) 相互応援協力体制の確立

- ア 愛知県水道事業者間での相互援助協力を目的とした「水道災害相互応援に関する覚書」により、相互協力の確立を図る。
- イ 災害時等、相互応急給水のための隣接水道事業者及び愛知県水道用水供給事業者と緊急連絡管を整備し、相互融通を図る。

(6) 拠点給水箇所

災害により配水管等施設に支障が生じ、給水が不可能になった場合は拠点給水水源施設において給水を行う。

第2節 下水道施設対策（農業集落排水施設を含む）【下水道課】

1 下水道事業者（県及び町）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

下水管渠、ポンプ場、終末処理場等下水道施設の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針をたてる。

なお、応急復旧工事は専門業者に依頼することとなるため、緊急時の連絡体制の確保に努める。

(1) 排水機能の回復

管渠内土砂の浚渫、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路・仮管渠の設置等により排水機能の回復に努める。

(2) ポンプ場、終末処理場

被害状況に応じて緊急措置を講じ、排水機能の回復に努める。

公共下水道へ持続後の農業集落排水処理場の処理施設については、通常時には防災訓練用地、防災倉庫、防火水槽として利用し、非常時には災害時汚水の一時貯留施設として利用する。（大草・坂崎・高力・野場・桐山・逆川・六栗・長嶺久保田・荻・上六栗）

(3) 激甚な大規模災害が発生した場合の対策

終末処理場が被害を受け排水・処理機能に影響が出た場合、まず排水機能の応急復旧を優先し、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、下水を排除する。

次に、処理場内の使用可能な施設を活用し、簡易処理を弾力的に行うとともに、早急に通常の処理機能の回復に努める。

(4) 応援の要請

町での対応が困難な場合には、愛知県内の市町村及び一部事務組合の相互応援体制を定めた「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村等及び下水道管理者へ応援要請する。

第3節 郵便業務の応急措置【総務課】

被災時の町民生活の安定を図るため、郵便事業者等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に必要な措置をとる。

1 日本郵便株式会社の措置

(1) 郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

(2) 郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第4節 ライフライン施設の応急復旧【土木課／水道課／下水道課】

1 県、町、ライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、町、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】

町は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置に協力する。

町長は、警戒区域を設定する必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

第1節 鉄道災害対策【防災安全課／消防署】

1 鉄道事業者における措置

- (1) 大規模鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、速やかに県及び町に連絡する。
- (2) 大規模鉄道災害が発生した場合は、災害の拡大防止のため、速やかに関係列車の非常停止及び避難の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。
- (3) 大規模鉄道災害発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動及び消防活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (4) 大規模鉄道災害が発生した場合は、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。
- (5) 応急工事の実施が困難な場合、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。
- (6) 運転を再開する場合は、注意運転によって最寄り駅まで運転し、駅又は運転指令の指示を受ける。

2 町における措置

- (1) 鉄軌道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 必要に応じ、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。
- (3) 必要に応じ、関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は第12章「遺体の取扱い」により実施する。

- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (8) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 応援協力関係

- (1) 鉄軌道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県及び町へ要員の確保の応援を要請し、県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第15章 航空災害対策

第1節 航空機事故による災害対策計画【防災安全課／消防署】

町は、航空機の墜落炎上等による災害から町民等を守るため、防災関係機関と協力して早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施又は支援することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

町長は、警戒区域を設定する必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

第16章 道路災害対策

町は、トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を関係機関と協力して迅速に実施又は支援する。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第18章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

第1節 道路災害対策【防災安全課／土木課／健康課／環境課／消防署】

1 道路管理者（町、中部地方整備局、愛知県）における措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。
- (3) 県、市町村等の要請を受け、初期の救助及び消防活動に協力する。
- (4) 危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。
- (5) 他の道路管理者への応援要請
応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 町における措置

- (1) 大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、県、国土交通省等関係機関に連絡する。
- (2) 必要に応じ警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。
また、町長は警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助・救急活動及び消防活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

- (5) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

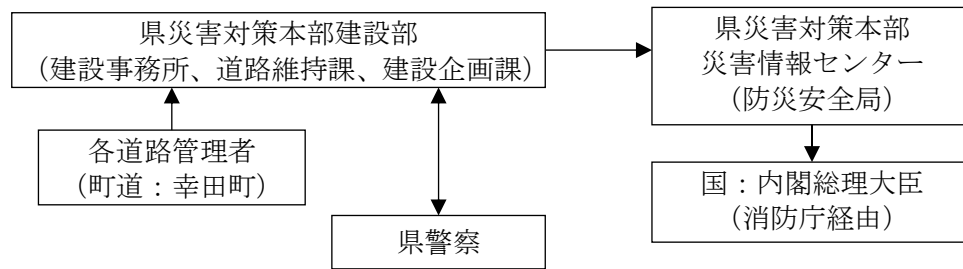
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (8) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県西三河方面本部を通じて県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

- (9) 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難の誘導を行う。

3 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



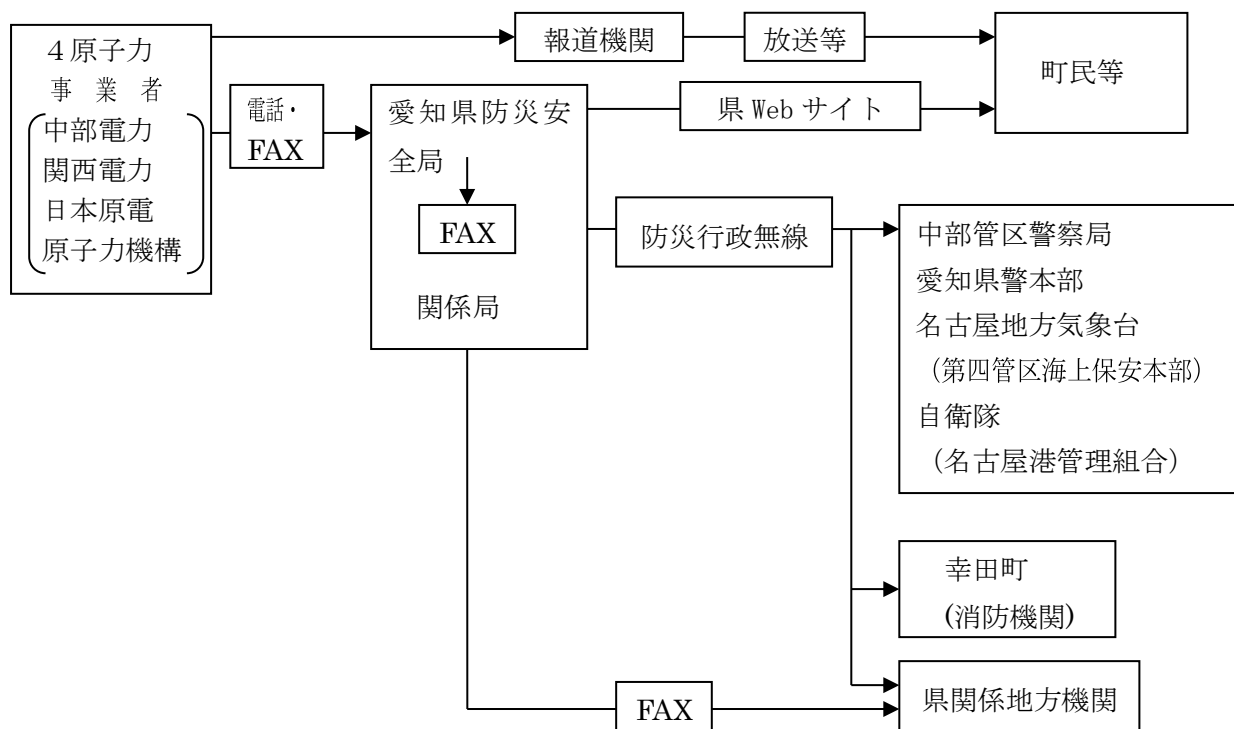
第17章 県外の原子力事業所における災害対策計画

町は、県外の原子力発電所又は原子炉施設において災害が発生した場合の連絡調整について、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「4原子力事業者」という。）との情報連絡体制に係る合意内容に基づき、迅速な対応ができるよう県との連絡体制の整備に努める。

第1節 県外の原子力発電所又は原子炉施設における異常時対策【防災安全課】

1 情報の伝達系統

4原子力事業者の原子力発電所又は原子炉施設において、災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



第 18 章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

町は、危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合、町民に多大な危害を加える恐れがあるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を関係機関と実施又は協力する。

第 1 節 危険物等施設【予防防災課／消防署】

1 町における措置

石油類及び毒物劇物等化学薬品類が火災や地震等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、町民に多大な危害を加えることが懸念されるため、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施する。

- (1) 災害発生について、県へ直ちに通報する。
- (2) 石油類及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。また、町長は警戒区域を設定する必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川、農地等への流失被害防止について、十分留意して行う。

- (4) 火災の規模が大きくなり、自らの消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。
- (5) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

2 応援協力関係

他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

3 資料

愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第 9）

蒲郡市幸田町消防相互応援協定（資料編 第 9）

第19章 高圧ガス災害対策

第1節 高圧ガス災害対策【予防防災課／消防署】

1 町における措置

第18章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第20章 火薬類災害対策

町は、火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、町民に多大な危険を加える恐れがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 火薬類関係施設【予防防災課／消防署】

1 町における措置

- (1) 災害発生について、県へ直ちに通報する。
- (2) 火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を取るよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、町民の立入制限、退去等を命令する。また、町長は警戒区域を設定する必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
- (4) 火災の規模が大きくなり、自らの消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を要請する。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより要請を行う。
- (5) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。
また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつ旋を求める。

2 応援協力関係

他の市町村又は他の機関から応援の要請等を受けたときは、これに積極的に協力する。

3 資料

愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）

第21章 大規模な火事災害対策

町は、大規模な火事（陸上における火事で、林野火災にも準用する）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減に努める。

第1節 大規模火災対策計画【防災安全課／健康課／環境課／予防防災課／消防署】

1 実施責任者

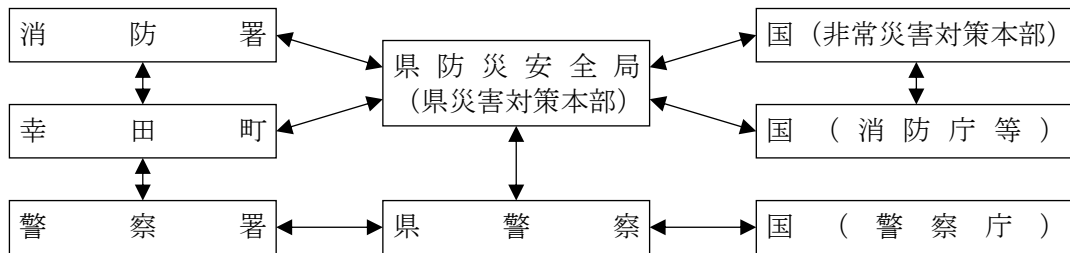
- (1) 町（消防機関）
- (2) 県
- (3) 県警察

2 町における措置

- (1) 発見者等から大規模火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。
- (2) 住民への避難指示等については、第3編第2章第2節「避難情報」の定めにより実施する。
- (3) 必要に応じ、警戒区域を設定しようとする場合に町民の立入制限、退去等を命令する。
また、町長は警戒区域を設定する必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (4) 直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。
- (5) 町で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、町は「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。
- (6) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を実施する。
- (7) 負傷者が発生した場合、医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第3編第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。
- (8) 必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (9) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (10) 被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模な火災が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 資料

- (1) 西三河地区消防相互応援協定（資料編 第9）
- (2) 工場・事業所の自衛消防力（資料編 第7.3.(2)）
- (3) 愛知県内広域消防相互応援協定（資料編 第9）
- (4) 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定（資料編 第9）
- (5) 蒲郡市・幸田町消防相互応援協定（資料編 第9）

第22章 住宅対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

町は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第1節 被災宅地の危険度判定【都市計画課】

1 町における措置

大規模な風水害が発生した場合、町内の多くの宅地が被害を受けることが予想される。この被災した宅地が倒壊、破損し、町民の生命に危険が及ぶ恐れがある。

被災直後に、被災宅地が使用できるかどうかの応急的な判断をするために、幸田町災害対策本部は、速やかにあらかじめ登録された被災宅地危険度判定士を現地へ派遣して技術的な危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、町民の生命の安全を図るものとする。

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

ア 町の区域で被災宅地危険度判定を実施するに当たり、幸田町災害対策本部の中に幸田町被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の被災宅地危険度判定支援本部へ支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査【税務課／都市計画課】

1 町における措置

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、り災証明の発行、公的賃貸住宅への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における町民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現場の活動上の支障事項等
- (4) その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第3節 公的賃貸住宅への一時入居【都市計画課】

1 県、町、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、町、地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 一時入居住宅の提供

ア 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定に当たっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。

イ 受入体制

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

ウ 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるので、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

エ 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(2) 応援協力関係

被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼を行い、必要な戸数の確保に努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営【都市計画課】

1 町における措置

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

町は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

ア 町は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として町が予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 被災者の入居及び管理運営

町は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ｱ) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができないものであること。

イ 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、災害救助法が適用された場合に、県が主体となって行う救助の補助として県から受託して町がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

ウ 管理運営

- (7) 応急仮設住宅の管理運営については、災害救助法が適用された場合に、県が主体となって行う救助の補助として県から受託して町がこれを行う。
- (4) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

エ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用等

- (1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、町が行う。

第5節 住宅の応急修理【都市計画課】

1 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(7) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(4) 修理の範囲

雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(7) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(4) 修理の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(f) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(7) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(i) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ii) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(k) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(f) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 町における措置

住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行うものとする。

3 災害救助法の適用等

(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、町が行う。

第6節 障害物の除去【都市計画課】

1 町における措置

(1) 障害物の除去の実施

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことが出来ない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことの出来ない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなどの当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要求

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び建築資機材につき応援を要求する。

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

3 資料

(1) 建設機械保有数（資料編 第4.1）

(2) 建設機械の調達（資料編 第4.2）

第 23 章 学校における対策

町は、災害が発生する恐れのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

また、災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保について県教育委員会、町教育委員会等と協力して教科書、学用品等の給与について応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第 1 節 対策の伝達及び臨時休業等の措置【学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校設置者（管理者）における措置

(1) 臨時休業・休業措置

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）及び同法施行規則第 63 条の規定により、非常変災、その他の事情があるときは、校長の判断において臨時に授業を行わないことができるとされている。台風、暴風雨時の登下校、あるいは安全対策について指導指針が示されているため、これらの対策は次により措置する。

ア 台風等異常気象時における対応

(イ) 本町に暴風又は暴風雪警報が発表された場合

a 午前 6 時の時点で、暴風又は暴風雪警報が発表されている場合には、その日は臨時休業とする。

b 児童生徒が登校後に暴風又は暴風雪警報が発表された場合

(a) 児童は、迎えに来た保護者に引き渡す。生徒は、通学路等の安全を確認の上、集団下校させる。（防災行政無線により周知する。）

(b) 帰宅困難となり学校待機となった生徒は、迎えが来るまで学校に待機させる。

※原則として、教育委員会の指示により下校させるが、河川が氾濫し、安全な下校ができない等、各学校の事情により、下校について変更する場合、学校長は教育委員会と協議の上決定する。また、この場合は学校から該当の保護者へ連絡する。

(ロ) 本町に大雨又は洪水警報が発表された場合

通学路の冠水、河川の増水等に問題がなく、安全に登下校できることを確認した上で、平常どおり授業を行う。

(ハ) 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）が発表された場合

a 児童生徒が登校する以前に特別警報が発表されている場合

(a) その日は臨時休業とする。

(b) 翌日以降は、特別警報解除後の登下校の安全を確認できるまで休業を継続する。

b 児童生徒が登校後に特別警報が発表された場合

(a) 直ちに、授業を中止し、校内で 2 階以上などの、より安全な場所で待機、校外の安全な場所への移動など命を守る最善の行動をする。迎えに来た保護者に児童生徒を引き渡す。迎えが来るまで学校に待機させる。

(b) 特別警報解除後は、安全に帰宅できると確認したときは、下校させる。ただし、確認ができないときは、待機等を継続する。

- (イ) 暴風・暴風雪警報は発表されていないが、大雨等により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合、学校長は教育委員会と協議の上、休業や授業の中止を決定する。決定後は、学校から保護者へ連絡する。

イ 災害からの学校保全、管理対策

(7) 教職員在校時の措置

学校の管理計画のもとに、災害に対する次の措置を講じる。

- a 災害の発生が予測される予報警報が発表された場合は、担当区分のもとに、校舎、施設の保全のための措置（戸締まり、ガス・電源の安全点検、理科実験用薬剤の安全管理）を講じる。
- b 教職員から児童生徒及び保護者への連絡網を確立することにより、児童生徒らの被災や家庭の状況を速やかに把握できるようにするとともに、非常時の協力体制の確立を図っておく。
- c 学校へ、緊急避難所として、付近の町民が避難してきた場合の安全確保、施設保全の措置を図るための指導分担を行う。

(8) 教職員不在時の対応

- a 災害が発生、あるいは発生する恐れのある予報警報を覚知した教職員は、直接の上司若しくは学校に連絡して、必要と認める場合は直ちに登校し、措置対策に従事する。
- b 幸田町災害対策本部が設置される災害にあつては、管理計画内に、非常配備分担表を、毎年度、始業当初に調整して、夜間休日等の保全管理について交代実施を図る。
- c 災害による被災実態の確認、(1)の措置に万全を期する。

第2節 教育施設及び教職員の確保【こども課／学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校設置者（管理者）における措置

(1) 応急教育の実施

町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

また、町は学用品等の給与の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を求める。

ア 応急教育の方法

- (7) 災害による危険が解消し、児童生徒の被災状況が把握できた場合
速やかに教育の再開を図るため、次の学校施設の被災程度に基づく対策を実施する。
- (8) 校舎等が集団避難施設となる場合
授業実施のための校舎等の確保は学校施設の被災程度に基づく対策（別表9）に準じて行う。

また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について、町と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施す

る。

イ 教職員の確保

- (7) 教育委員会は、学校教職員の人的被害を調査し、自ら学校教育の実施が困難と判断される場合は、他市町村教育委員会又は県教育委員会に教職員の確保について応援を要請する。
- (8) 教育委員会は、上記(7)の方法以外に教職員を臨時に採用できる場合は、必要教職員を確保して応急の教育を実施する。
- (9) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要し、他の安全な学校で応急教育を実施することになった場合、及び児童生徒の集団避難で指定学校における応急教育を実施する場合は、原則として当該校の教職員が付き添う。
- (10) 県（県教育委員会を含む）は、自ら学校教育の実施が困難になった場合、又は町教育委員会及び私立学校の設置者からの応援要請事項の実施が困難となった場合、他県へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の応援を要請することとしている。
- (11) 県教育委員会は、町教育委員会の実施する教育について、特に必要があると認められるときは、他市町村教育委員会に応援するように要請することもある。この指示を受けた機関は、積極的に協力しなければならない。

ウ 学校給食センターの応急実施

(7) 給食センター施設設備の整備

給食施設設備は災害時においてしばしば非常炊出し用にも使用されるため、被災施設設備は可及的速やかに修理する。

(8) 給食用物資の確保

被災地域の児童生徒等の応急給食は、給食パン委託工場及び食品商店の非被災工場店に対して緊急指令により、パン、クラッカー等必要量の生産供給を依頼する。

また、災害に対する備蓄措置として上記の製品等の保有を依頼する。

エ 福祉、保育の応急実施

- (7) 福祉施設は災害時における避難所として使用されるため、被災施設整備を可及的速やかに修理する。
- (8) 園舎の被害が軽少な場合は速やかに応急措置により保育を開始する。
- (9) 園舎の被害が相当に大きな場合には、地域の集会場等を使って保育を開始する。

2 資料

学校施設の被害程度に基づく基準（様式集 別表 9）

第3節 応急な教育活動についての広報【学校教育課】

1 教育委員会、町及び学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期及び方法等について児童生徒及び家庭等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与【学校教育課】

1 町における措置

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小・中学校の児童・生徒に対して必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る措置をとる。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日教総第947号）」により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

(1) 対象者

次の条件をすべて満たす者を対象とする。

ア 災害によって住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水した者

イ 学用品を損失又はき損し、就学上支障のある児童生徒

(2) 給与の方法

ア 教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童生徒に対して必要な学用品の給与を行う。

イ 被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して購入・配分計画表を作成し、必要量を調達・配分する。

ウ 支給に当たっては、親権者の受領書を徴する。

(3) 学用品の給与品目

ア 教科書、教材

イ その他の学用品（文房具、通学用品）

・文房具……ノート、鉛筆、消しゴム、絵具、下敷き、定規等

・通学用品……傘、靴、長靴等

・その他の学用品…運動靴、カスタネット、笛、鍵盤ハーモニカ、工作用具等

(4) 費用

学用品の給与のために支出できる費用は、災害救助法施行細則に定める。

ア 滅失した教科書の実費

イ 文房具及び通学用品

(5) 整備保存すべき帳簿

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 学用品払出証拠書類

2 災害救助法の適用

町に災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については町長への委任を想定しているため、町が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

(1) 期間

最終的に、被災児童生徒の手に渡るまでの期間であり、災害発生の日から教科書(教材を含む)については1か月以内、文房具及び学用品については15日以内とする。これにより難しい場合は、内閣総理大臣と協議の上、期間を延長する。

(2) 災害報告

災害救助法に基づいて学用品給与を実施する場合、次のことを県に報告する。

ア 教科書の給与を必要とする児童生徒数

イ 文房具、通学用品の給与を必要とする児童生徒数

ウ 給与状況(小学校別人員、給与品目等)

第 4 編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障がい者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定【企画政策課／都市計画課】

1 町における措置

(1) 市町村復興計画の策定

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）第2条第1号に規定する特定大規模災害（以下「特定大規模災害」という。）によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域が町の区域となった場合は、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に則して、町復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請【人事秘書課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

町長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は、町の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

町長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、町長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

公共施設の復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設等災害復旧事業【防災安全課／福祉課／こども課／健康課／産業振興課／水道課／土木課／都市計画課／学校教育課／文化スポーツ課】

1 各施設管理者における措置

公共施設の復旧は単に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に取り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できる限り速やかに完了するよう施行の促進を図る。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類として、以下の事業がある。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備災害復旧事業
- ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- エ 地すべり防止施設災害復旧事業
- オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- カ 道路災害復旧事業
- キ 下水道災害復旧事業
- ク 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 市災害復旧事業

(4) 水道施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 学校教育施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) その他の災害復旧事業

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の2分の1を国庫補助する。

4 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は町からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定【所管課】

1 町における措置

大規模な災害が発生した場合において、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続きは次のとおりである。

(1) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各局に提出しなければならない。

県では、激甚災害の指定を受けたときには、激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき、関係局は負担金を受けるための手続きその他を実施する。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業

- イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - シ 感染症予防業務
 - ス 堆積土砂排除事業（公的施設区域内／公的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - キ 森林災害復旧事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - オ 水防資材費の補助の特例
 - カ 被災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策【防災安全課】

1 町における措置

- (1) 復旧・復興事業からの暴力団排除
- 復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極

的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として町が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

町は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物処理対策【環境課】

1 町における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

町は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 町は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

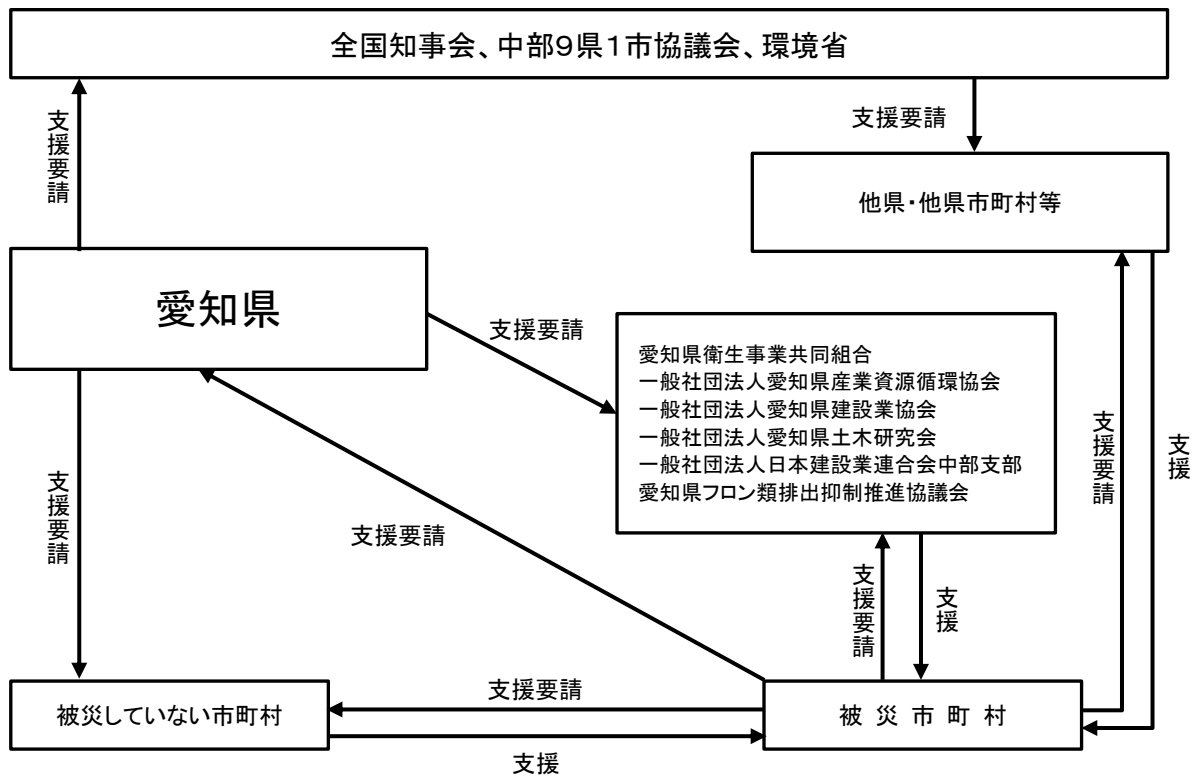
エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破砕処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市及び県への応援要請

町は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。町は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び県内各市町村に応援要請を行う。



(5) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の処理にあたっては、事業者迅速かつ適切な措置を講じるよう指導する。

(6) がれき等の処理

被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、幸田町災害廃棄物処理計画により迅速に処理を進める。なお、町による処理が困難で応援等が必要な場合は、県及び県内各市町村等に応援要請を行う。

(7) 分別・リサイクルの徹底

解体現場から分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、分別・リサイクルに努める。

(8) 資料

ア 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料編 第9）

イ 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料編 第9）

第4章 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 リ災証明書の交付【企画政策課／税務課／住民課／福祉課／予防防災課／防災安全課】

1 リ災証明書の交付等

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施【企画政策課／税務課／住民課／福祉課／予防防災課／防災安全課】

1 町における措置

(1) 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

町は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うように努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等【税務課／福祉課／保険医療課】

1 町における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付及び幸田町被災者生活再建支援金の支給

ア 町は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 町は、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない者に対し、「幸田町被災者生活再建支援金支給要綱」に基づき幸田町被災者生活再建支援金を支給する。

(2) 義援金の受付、配分

ア 義援金の受付窓口を開設して、寄託される義援金を受け付ける。受付の窓口は福祉課が担当する。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・発送に十分配慮した方法とするよう努める。

イ 町で受領した義援金の配分計画は、り災世帯名簿及び避難所避難者の実態に応じ、福祉課で作成する。

ウ 町で受領した義援金は、福祉課を通じて世帯、個人ごとに支給する。避難所の開設が極めて多くなる場合には、自主防災組織の長又は避難所の担当責任者等の協力を得て支給する。

(3) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は 500 万円以内、その他は 250 万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国 4 分の 2、県 4 分の 1、町 4 分の 1)

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250 万円以内、その他は 125 万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国 4 分の 2、県 4 分の 1、町 4 分の 1)

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 3 分の 2、県 3 分の 1)

(4) 町税等の減免等

町は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税等の減免等を行う。

2 日本赤十字社愛知支部における措置

各方面から被災者に対して寄託される義援金等の募集、受付、配布等について定める。

(1) 募集・受付

ア 日赤県支部、報道機関、各種団体等は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

イ 日赤県支部は、受付窓口を開設して寄託される義援金を受け付ける。なお、義援物資は原則として受付を行わず、企業等から同一規格のものが相当量調達できる場合に付き

受け付ける。

(2) 配分

日赤県支部に寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係機関と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、配分委員会が設置されない場合は、支部と被災市町村等と協議の上配分する。

3 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済的自立と生活意欲助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり 150 万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸し付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

4 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

実施主体は県であるが、支援金の支給に関しては、県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が県により拠出された基金を活用して行う。なお、支給する支援金の 2 分の 1 は国の補助となっている。

5 報道機関、各種団体等における措置

報道機関、各種団体は、災害の状況により募集期間を定めて、町の赤十字奉仕団、新聞、ラジオ、テレビ又は街頭募金等により募集することがある。

報道機関、各種団体は、募集した義援金を被災者に配分し又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 金融対策

被災時の町民生活の安定を図るため、東海財務局は、民間金融機関等に対して適切な措置を講ずるよう要請する等、迅速かつ適切に金融上の措置をとる。

また、災害時の混乱に乗じた暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等を防止するため、金融機関等に対して注意喚起の措置を行うとともに、県警察への積極的な情報提供を要請する。

1 預金取扱金融機関への措置

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を行う。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

ア 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻の利便を図る。

イ 事情やむを得ないと認められる被災者に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又

は当該預貯金等を担保とする貸出に応ずる等の適宜の措置を行う。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外営業についても適宜配慮する。また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預貯金の払戻しを行う等、災害被災者の便宜を考慮した措置を行う。

(4) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等並びに継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

2 保険会社及び小額短期保険業者への措置

(1) 保険金等の支払いに係る便宜措置

保険証書、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を行う。

(2) 保険金（共済金）の支払い及び保険料（共済掛金）の払込猶予に関する措置

保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料（共済掛金）の払込については、契約者のり災状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を行う。

(3) 営業停止等における対応に関する措置

保険会社及び小額短期保険業者において窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

3 証券会社等への措置

(1) 届出印鑑喪失の場合における可能な限りの便宜措置

(2) 有価証券喪失の場合の再発行手続きについての協力

(3) 被災者顧客から、預かり有価証券の売却・解約代金の即日払いの申出があった場合の可能な限りの便宜措置

(4) 窓口業務停止等の措置を講じた場合、業務停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

(5) その他、顧客への対応について十分配慮する。

4 電子債権記録機関への措置

(1) 取引停止処分、休日営業等に関する措置

災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮する。

(2) 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やWebサイトに掲載し、取引者に周知徹底する。

第5節 住宅等対策【都市計画課】

1 町における措置

住宅を失い、又は損壊等により居住することができなくなった世帯のうち、住宅の建設や修理が困難なものに対する住宅の建設等を次により行うとともに、住宅相談を実施する。

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設する。

なお、被害が甚大で町において建設が困難な場合は、県が町に代わり災害公営住宅を建設する。

災害公営住宅等の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第6節 労働者対策【福祉課／産業振興課】

被災による失業者、けがなどにより就労できない労働者等については、就労の促進、雇用維持及び激甚災害特別貸付金制度等融資制度の周知を図るため、公共職業安定所、労働金庫等労働関係機関等との連携を緊密にし、職業相談窓口の開設など労働者対策を行う。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援【産業振興課】

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援【産業振興課】

1 町における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

町は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

町は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照